

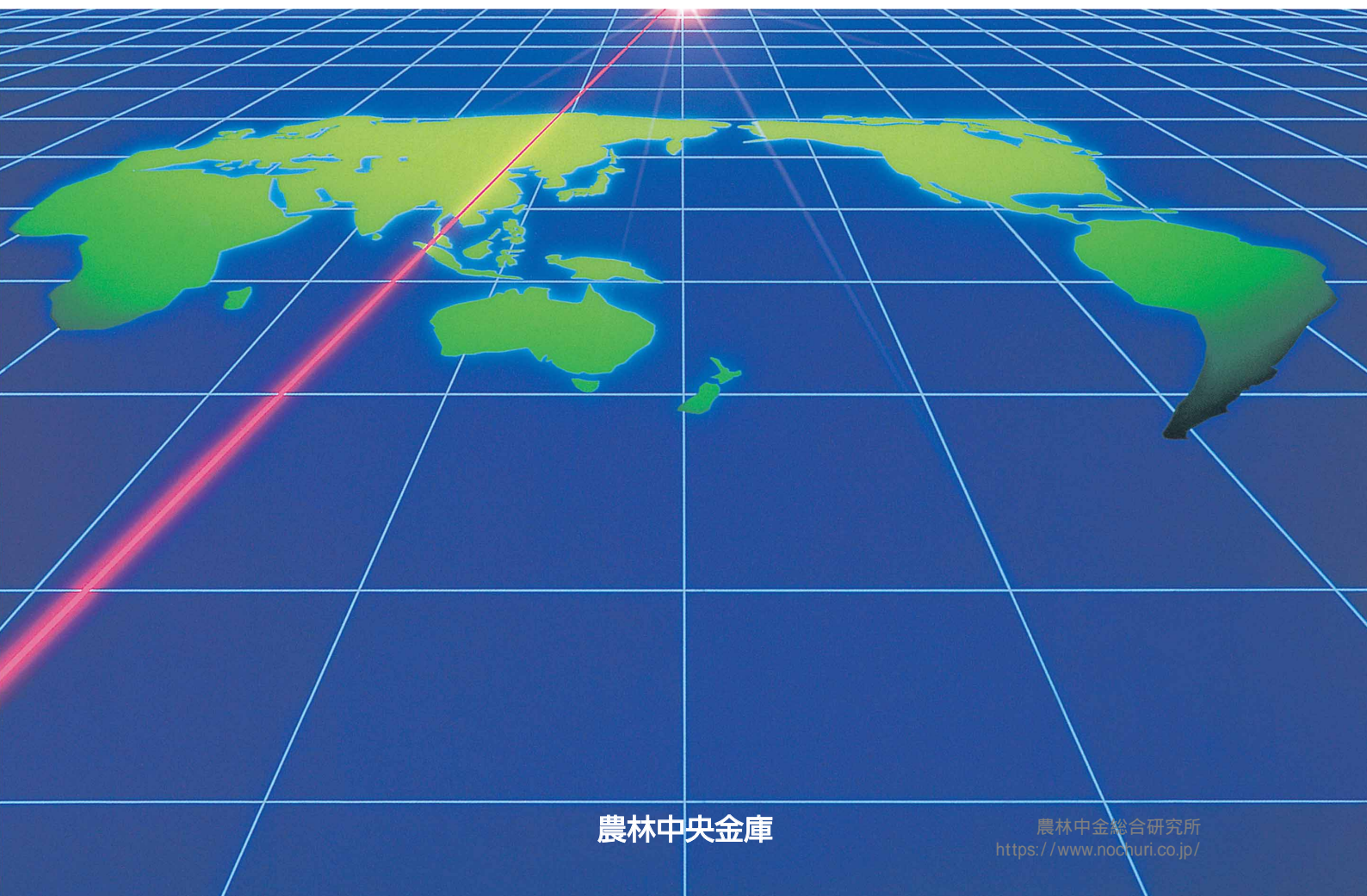
# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2023 **5** MAY

## 組合員のニーズに応える農協の事業展開

- 特性を活かした農協信用事業の展開
- 第三者継承支援における農協の役割
- 肥料をめぐる動向と今日的課題



## ニーズを見いだしそれに応える

今月号の斉藤論文で紹介しているJA山形市やJAぎふには、筆者も何度か訪問したことがあり、いつもその動向を注目している。今回の斉藤論文は、「特性を活かした農協信用事業の展開」というタイトルではあるが、内容を読むとこれら2農協の事例からは、農協の信用事業は他の事業と切っても切り離せないことが分かる。

そして、改めて気づかされたのが2つの農協では、組合員や地域の人からの相談をきっかけに、その悩みに対応するための新しい取り組みをスタートしたという共通点があることである。JA山形市では、くらしの相談員をはじめとする職員が、組合員や利用者を頻りに訪問し話を聞くとともに、組合員相談日を設けておりそこでの相談から山形セルリー団地の整備が進められた。JAぎふでは、組合員の悩みごとを総合事業を通じて解決することとしており、組合員からの「一人暮らしの親が心配」という声を聞いて生活トータルサポートを開始している。

自分のこととして考えてみるとよく分かるのだが、他人に相談するというのはなかなか難しいことで、「相談に乗ってもらえる」という信頼関係がなければ自分の悩みを話してみるなどできない。それを考えると、2つの農協では組合員や利用者との信頼関係を築き、相談ごとを話せる機会をきちんと設けているからこそ、組合員のニーズに応える事業ができていたといえる。

一方、組合員自身が相談ごととしてなかなか認識するに至らないのが農業分野での事業承継なのではないだろうか。長谷論文で示されているとおり、後継者が決まっていなかった販売農家の割合は非常に高く、後継者はどうなるのか傍から見れば心配になる。しかし、当事者たちとしては、親世代はいつまでも元気で営農を続けられればとの希望があり、万一のことなど今は考えたくない。子ども世代はいつかは地元に戻るかもしれないと漠然と考えていても、それはまだ先の話となりがちである。このような事情もあり、当事者は誰かに相談するようなことととらえにくい。

しかし最近では、家族内ではなかなか話合いが進まない、家族外の人間がいることによって話が進むということで、農協が積極的に間に入って家族内承継のサポートをするケースが増えていると聞く。まずは家族内で承継するかをはっきりさせ、その意思があればスムーズに手続きを進めることは非常に重要である。そこが定まらないと、親族外の第三者への承継を行うかどうかの検討も始まらないし、サポートをお願いしたいという相談にもつながらないだろう。

つまり第三者承継が相談ごととして農協に伝わってくるには、かなり長いプロセスを踏んでくることになる。しかし、高齢化が進展している状況下では、組合員からの相談を待っているのは誰にも耕作されない農地が増えてしまう可能性がある。長谷論文で指摘しているとおり、部会組織による地域農業の現状把握や第三者承継への意識醸成を行い、ニーズとして現れるのを促進することも重要になるだろう。

**(株) 農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第1部長**

**重頭ユカリ・しげとう ゆかり)**

今月のテーマ

組合員のニーズに応える農協の事業展開

ニーズを見いだしそれに応える

今月の窓

(株) 農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第1部長  
重頭ユカリ

特性を活かした農協信用事業の展開

齊藤由理子 — 2

第三者継承支援における農協の役割

長谷 祐 — 17

肥料をめぐる動向と今日的課題

小針美和 — 30

本棚

両角和夫 著

『合併からネットワークへ — 「農協改革」の課題—』

齊藤由理子 — 49

談話室

我が家の雑煮に込められた思い

北海道信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 安友 薫

— 50

統計資料 — 52

本誌において個人名による掲載文のうち意見に  
わたる部分は、筆者の個人見解である。

# 特性を活かした農協信用事業の展開

特別理事研究員 齊藤由理子

## 〔要 旨〕

低金利の長期化等により、これまで農協の収支を支えてきた信用事業利益は縮小に向かっており、さらに人口減少・高齢化、デジタル化など、農協信用事業を取り巻く環境は大きく変化している。こうした厳しい環境下で、協同組合、総合事業性、系統組織という農協信用事業の3つの特性を活かし、持続可能な地域と農協経営の実現に向けて取り組む2つのJAを紹介した。

事例からは、組合員や利用者の声を聞き、農業や地域のために農協は何を行うべきか深く考え、必要に応じて総合事業性や系統組織、外部の資源も活用することで、環境が大きく変化するなかでも、組合員や地域に必要とされる農協であり、信用事業であり続けられることが可能と考えられる。

## 目 次

はじめに

- 1 農協信用事業の特徴と特性
- 2 農協信用事業を取り巻く環境の変化
- 3 JA山形市
- 4 JAぎふ
- 5 特性を活かすためのポイント

むすびにかえて



## はじめに

農協（注1）の信用事業は、組合員等の貯金を預かり、それを住宅ローンなどの生活資金や農業資金等の貸出とともに、信用農業協同組合連合会（以下、「信連」とする）や農林中央金庫（以下、「農林中金」とする）への預け金および有価証券で運用する金融仲介機能と決済機能を主に果たしている。信用事業が生み出す利益が、他事業を含めた農協の収支を支え、組合員・利用者の農業、生活、仕事、ひいては地域の経済・社会を支えてきた。

しかし、低金利の長期化等により、貸出金および預け金の利回りは低下、信用事業が他事業を支える機能は弱まった。一方で、2022年には全国の市町村の過半数が過疎地域に認定されるなど、高齢化・人口減少による地方、特に農村における経済・社会の衰退の懸念が徐々に高まっている。

こうした環境下、改めて農協には自らの経営とともに、農業を含めて地域が持続可能となるビジネスモデルの構築が求められている。2つのJAの事例から、その可能性について考えたい。

**（注1）** 農協は、信用事業を行う総合農協と信用事業を行わない専門農協とに分類されている。信用事業をテーマとする本稿では、総合農協について論じるが、以下、「農協」とする。

## 1 農協信用事業の特徴と特性

まず、農協の信用事業について概観して

おこう。農林水産省『総合農協統計表』によれば、21事業年度の総合農協569組合の組合員数は1,036万人、貯金残高（譲渡性貯金含む）109兆円、貸出金残高23兆円、信用店舗数6,599、信用事業担当職員は4万8,045人である。

農協信用事業は、①協同組合、②総合事業性、③系統組織という3つの特性を持つ。これは農協の特性でもある。

農協は、農業者を正組合員とし地域住民等を准組合員とする協同組合である。協同組合の組合員は「出資者」であり、「運営参画者」であり、「事業利用者」という、三位一体の性格を持っている。

また、農協は信用事業だけでなく、営農指導事業、農産物販売事業、生産資材購買事業、生活資材購買事業、利用事業など、農協法に基づき事業を兼営する、総合事業という特性がある。

さらに、信用事業を支える様々な組織、制度がある。信用事業を行う組織としては、地域の段階には農協があり、県段階には信連、全国組織としては農林中金がある。これらは、「JAバンクシステム」として、①破綻未然防止システムと②一体的事業推進を2つの柱に、実質的に一つの金融機関として機能するよう一体的に取り組んでいる。事業ごとに組織した連合会等と農協を含めて「系統組織」や「JAグループ」と呼び、連携した活動を行っている。

特性と歴史的な経緯等を反映して、農協信用事業には次のような特徴がみられる。

第1に、個人リテール中心ということで

ある。信用事業の事業利用量についても員外利用規制があるため、組合員である農業者などの個人から貯金を集め、農業資金や住宅ローンなどの生活資金を貸し出す、いわゆる個人リテールが農協の信用事業の中心である。

第2は、貯貸率が低いことである。利用者を中心である個人は資金余剰主体であり、さらに、正組合員である農家は高齢化が進み、かつ持家比率も高いことから、農業のための借入れも、住宅のための借入れも低い水準となっている。その結果、農協の貯金に対する信連や農林中金への預け金の割合は高くなり、信用事業収益の主たる源泉となっている。

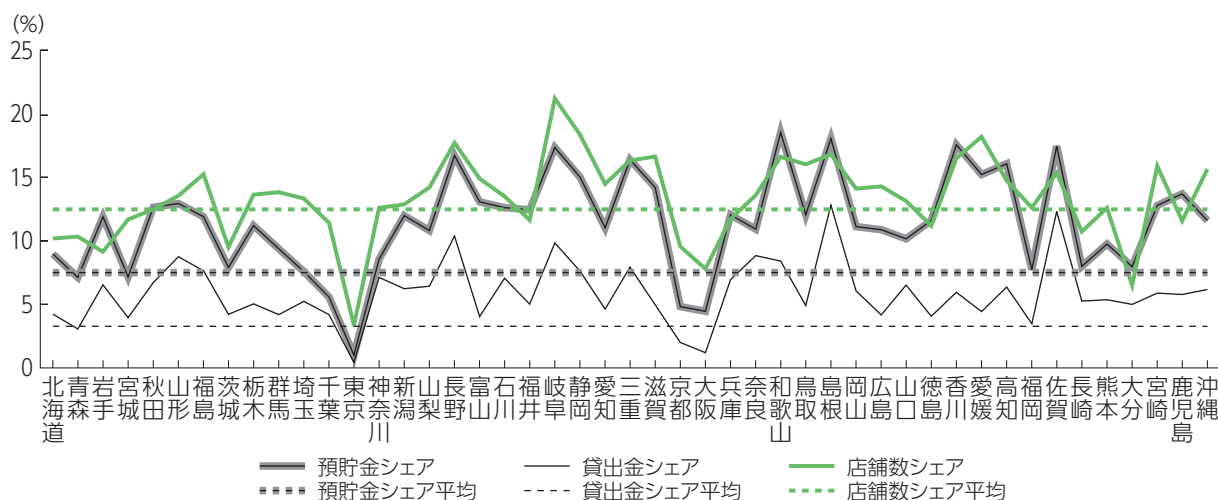
第3は、民間金融機関のなかでは農業融資に占めるシェアが最も高いことである。農協の正組合員である農業者は、農協の営農指導事業、農産物販売事業、生産資材購買事業を利用することが多く、また農協職

員の農業および農業融資に関する専門性が高いことから、農業資金の借入れに際して農協を利用するケースが多いと考えられる。

第4は、他の金融機関に比べ、農協の信用事業は比較的規模が小さいことである。21事業年度末の一組合当たりの貯金残高（譲渡性貯金含む）は1,909億円、貸出金残高は406億円である。

第5は、他の金融機関が少ない地域で、農協信用事業の存在感が比較的大きいことである。金融ジャーナル社（2022）によれば、全金融機関に占める農協のシェアは、貯金が7.5%、貸出金は3.3%、店舗数では12.5%である。第1図で、都道府県別の農協のシェアをみると、東京や大阪など、収益性や効率性を求めて他の金融機関の預貯金、貸出金、店舗が集中している都府県では農協のシェアは大変低いが、一方で、全国平均のシェアを上回る都道府県の数も、貯金では41、貸出金では43、店舗数では32となっ

第1図 農協の貯金残高、貸出金残高、信用事業店舗数の全金融機関合計に占めるシェア(2022年3月)



資料 金融ジャーナル社(2022)より筆者作成

ている。大都市以外の他の金融機関の少ない地域で農協は比較的高いシェアを占めている。

## 2 農協信用事業を取り巻く環境の変化

農協を含めた地域金融機関を取り巻く環境の変化として、直近では、コロナ禍、ウクライナ危機、欧米金融不安などもあるが、ここでは、中長期的な変化である、①人口減少・少子高齢化、②低金利の長期化、③デジタル化の進展を取り上げたい（注2）。

人口減少・少子高齢化は、預金、貸出、決済などの金融サービスの需要が長期的に縮小する要因である。また、高齢者や高齢者を抱える家族への金融・非金融ニーズへの対応が金融機関にとっては重要となる。

低金利の長期化は、金融機関の資金収支を大幅に悪化させている。

さらに、デジタル化によって、①ネットバンキングやモバイル決済などの非対面取引、②利便性や商品性が高まった金融サービスの提供、③業務の効率化などが可能となっており、利用者にとっての便益向上や金融業務の効率化にも寄与するが、金融機関にとっては、フィンテック企業などとの競争が激化し、収益機会が縮小する懸念もある。

厳しい環境下で、金融機関が持続可能なビジネスモデル構築のために創意工夫を重ねられるよう、金融行政においては、規制、検査・監督の見直しなどの環境整備が進め

られている。また、地域金融機関では、経営統合、店舗再編、自行ATMの削減、デジタル化による経営の合理化が行われるとともに、フィンテック企業との連携等により新たなサービスの提供なども進められている。さらに、地域商社などの非金融サービスに取り組む金融機関も増加している。

環境変化は、農協にも多大な影響を及ぼしていると考えられる。第1に、正組合員である農業者の高齢化は他産業以上に進んでいる。第2に、過疎地域など人口減少が大幅な地域を事業エリアに含む農協は多い。第3に、低金利の長期化により、農協の経営を支えてきた信連、農林中金への預け金利息が減少している。第4に、比較的小規模な農協が多いため、単独ではデジタル化などへの対応が難しい場合もあるためである。

こうした環境の下、持続可能な地域と農協経営を実現するために、協同組合、総合事業性、系統組織という農協の特性を活かすことが寄与するのではないだろうか。

第1の特性である協同組合は、組合員が出資者で運営参画者かつ利用者であるため、利用者である組合員を第一に考え、その組合員の目的にかなう事業を行うものである。これが可能となれば、組合員や地域に必要とされる組織となる。また、他機関との競争が激化すると見込まれるなかで、長期的・安定的に利用者を結びつけるためには、利用者である組合員から信頼され、密接な関係を築いていることが強みとなる（注3）。

第2の総合事業性によって、組合員、利

用者そして地域のニーズに適したサービスの提供が可能となる。「JAバンク中期戦略(2022-2024年度)」には、JAバンク(農協、信連、農林中金)が中長期的に目指す姿について、「信用事業を起点として、総合事業性を最大限活かした役割発揮をおこない、農業・くらし・地域の持続可能性、ひいてはその先にある地球環境の持続可能性の向上のため、地域の中核的役割を担っていきます」として、総合事業性を最大限活かすことが明記されている(注4)。

第3に、JAバンクグループ、JAグループなど様々な機関、制度との連携によって、農協単独では難しい、変化等への対応も可能となる。

次の第3節、第4節では、山形県のJA山形市と岐阜県のJAぎふの事例を取り上げる。それぞれのJAは多様で幅広い事業を行っているが、そのうち特性を活かす、農業や生活を含めた地域の持続可能性および農協経営の持続可能性を図るという視点から、取組みを紹介する。

なお、2021年度の職員一人当たりの経常利益をみると、JA山形市は172万円、JAぎふは271万円で、全国平均の145万円を上回っており、両JAとも比較的利益水準が高いといえるだろう。

(注2) 金融調査研究会(2020)は、わが国の銀行を取り巻く環境変化を整理している。

(注3) 八木(2019)は、共通価値の創造における協同組織金融機関の可能性について論じている。

(注4) 農林中央金庫(2021)

## 3 JA山形市

### (1) JAの概要

JA山形市(第3節では、以下「JA」という)は、山形県の県庁所在地である山形市を事業エリアとし、2022年度末現在、正組合員1,194(648戸)、准組合員4,732(3,081戸)、職員数93人、支店5か所であり、比較的小規模なJAである。

### (2) 協同組合という特性を活かす 組合員のため、地域のために行動する

JAは、「組合員のため、地域のため」に役職員が行動することで、組合員、地域との信頼関係を築いている。職員は、「組合員のためという軸足を持ち、迷ったら組合員の視点から考える。組合員・利用者の役に立つこと、褒められることをする」ことが重要だと教育され、そのように組合員や利用者に接するなかで、感謝される喜びがわかる瞬間があるという。「喜望塾(きぼうじゅく)」という入組1~3年目の職員への研修を行っているが、その名前には組合員から本当に「喜」ばれる職員、組合員から来てほしいと「望」まれる職員となってほしいという期待が込められている。

住宅ローンのパンフレットの表紙には「本当は、ローンで家を建てることをすすめてたくありません」と書かれており、組合員・利用者の役に立つことを行うというJAの姿勢が表れている。10年の冬に、他の金融機関の住宅ローンの金利優遇が大きくJA



も金利を引き下げないと難しいという外務員の声があった。これをJAとしての住宅ローンを再構築する機会として、各支店から1人ずつ選抜された職員が2か月にわたって毎週勉強会を行い、農協の強み、良さとは何かをまとめていこうと話し合い、この住宅ローンのパンフレットを作成した。「本当は、ローンで家を建てることをすすめたくありません」「でも現実には、なかなかそうはいきません。私たちはあなたの夢を実現するために、コンパクトに立てて、余裕で暮らすという視点から、一緒に考えます。一緒に悩みます。そして提案します。お気軽にご相談ください」とパンフレットには書かれている。

パンフレットは新しく作り変える予定だが、その姿勢は変わらない。住宅ローンの審査にあたっては、源泉徴収票などの数字だけで判断することはなく、必ず、借入者と面談して生活の状況なども聞き、住宅ローンを借り入れても余裕のある生活が送れるかを検討して、貸出を決定する。

### 組合員、利用者との面談を重視

重視しているのが、職員の組合員、利用者との面談である。JAでは、組合員の生活・福祉についての総合的な相談対応を「知的福祉サービス」と名付け、年金手続き相談、相続手続き相談、債務整理などの様々な相談業務に取り組んできた。

職員の若い層を中心に各支店に配置された「くらしの相談員」は、組合員を訪問し、米の配達、貯金の預かり、ローンの提案な

どをし、それだけでなく、相談の窓口となっている。くらしの相談員は日誌に、貯金などの数字は書かないこととなっており、一日の行動や出来事のほか、訪問先の状況、組合員から褒められたことなどを書く。「金つながりではなく、人つながり」を重視するJAの姿勢が反映されている。くらしの相談員だけでなく、役員、支店長、次長、本店職員、不動産センター職員など何人もの職員が、必要に応じて一人の組合員と面談する、重層的な相談体制がとられている。

また、組合員がJA役員に相談したことがきっかけとなって、後述のとおり、JAによる『山形セルリー』農業みらい基地創造プロジェクトが始まり、山形セルリーの産地を再興し、ブランド化することに成功した。

### (3) 総合事業性を活かす

#### 組合員のニーズの変化に合わせ事業が拡大

時代の変化と組合員のニーズに合わせて、JAは新たな事業に次々と取り組んできた。

1958年の通常総会で「都市農協としての経営方式に移行し、准組合員利用（貯金吸収、融資伸長）に努力し、信用事業を推進すること」を決議し、信用事業を事業の中心とした。

また、60年代以降、山形市内の農地が市街化区域に編入されて、その資産価値が高まり、組合員が相続にともなう土地売却や相続税の申告が必要になったことから、73年にJAは不動産業務を開始した（2023年3月現在、職員の過半を占める49人が宅地建

物取引士の資格を持つ)。74年からは臨時税理士の許可を得て確定申告の受付を行うようになり、相続相談も開始した。04年からは記帳サポートセンターを立ち上げて記帳代行業務を開始、さらに16年からは相続まるごとサポートセンターで、これまで無料で行っていた相続事務手続きの業務を統一、標準化して、利用者から受益者負担金をもらうことにした。

80年代後半の地価上昇期には、組合員に賃貸住宅経営を提案した。賃貸住宅経営について、不動産部門が企画、建設、リフォーム、入居者の仲介、管理を行うとともに、賃貸住宅資金の融資、建物共済、LPガス供給、経営収支の記帳代行など、JAの総合事業が有機的に結びついて、多面的なサポートを行っている。

高齢化が進むなかで、06年から遺言信託代理店業務を開始、16年からは、「健康福祉事業」と名付け、サービス付き高齢者賃貸住宅「ガーデンテラス七日町」の運営を行っている。また、組合員の財産を守るため、JAによる法人後見を目指し、17年から社会福祉協議会の市民後見人の養成講座を役職員が受講、現在16名が登録している。

#### 部門間の連携と情報共有

総合事業性を発揮するためには、部門間の連携とそのための情報共有が重要である。日誌にはくらしの相談員だけでなく、他の職員も記入するようになり、日誌は全ての役職員が見ることができる。また、毎週月曜日に、常勤役員と部長、支店長の会議を

開催し、情報を共有している（注5）。年度の事業方針の策定にあたっては、事業間や部内での連携に留意するとともに、全部長と常勤役員が集まって、事業方針に部門間で齟齬がないかを確認している。

#### (4) 系統組織との連携

##### 近隣JAとの連携協定

山形市を含む2市2町を事業エリアとするJAやまがたとは、これまでもカンントリーエレベーターを共同運営してきたが、19年には、「山形市と山形市農業協同組合・山形農業協同組合との連携に関する協定」を締結した（注6）。これは、両農協が総合事業の連携や協力に努め、持続可能な活力ある地域社会を作ることを目的としている。連携協定を経て、JA山形市の山形セルリー団地とJAやまがたの野菜ハウス団地を総称して「おいしいサラダ団地」と名付け、山形の農産物PRに取り組んでいる。山形市役所の封筒にはJA山形市とJAやまがたが一緒に広告を出し、また、山形市の様々なイベントにも連携して協賛している。さらに、不動産の売買やアパートの賃貸にあたって物件などを紹介し合うことも行っている。

また、農中信託銀行の遺言信託代理店となっていることが、総合的な相談対応としての「知的福祉サービス」の品揃えに役立っている。全国114の農協が農中信託銀行の遺言信託代理店となっているが、コロナ禍前には毎年行われていた代理店会議で、他地域のJA職員と話すことが勉強になっていたという。

## (5) 地域の持続可能性に寄与する

### 大学と連携して共創のまちづくりを目指す

JAでは80年代から本格的に組合員の賃貸住宅経営を総合事業でサポートしているが、それは地域に良好な住環境を提供することでもある。これまでも賃貸住宅の質を高め、空室率を下げるために、JAではリフォームを積極的に提案してきた。

23年4月からは、JAの子会社（株）ジャオが「賃貸住宅の長寿命化」を目的に購入した築41年になる鉄骨造2階建ての共同住宅を、山形市内にある東北芸術工科大学と連携してリノベーションを行う、「エコリノベーションプロジェクト」を開始した。80年代以降に建築した組合員の賃貸住宅は、築年数が30年、40年と積み重なっていくが、JAでは、住宅の価値を高めるリノベーションによる「賃貸住宅の長寿命化」が地球環境にやさしく、SDGsに合致すると考えた。JAから東北芸術工科大学の中山学長に依頼した結果、デザイン工学部建築環境デザイン学科の准教授と専任講師が技術員ないし指導教員となり、ゼミの学生にJAの若手職員も加わって、2年間でリノベーションを完成するプロジェクトが計画されている。

教員と学生の専門知識や柔軟な発想を取り入れたプロジェクトの成果を、組合員の賃貸資産のリノベーション、リフォームや新たな物件の企画に反映させていく予定である。また、JA職員がこのプロジェクトに関わることで、教員や学生から刺激を受けて、視野を広げるといふ、人材育成の効果も見込んでいる。

建設資材価格や職人の人材不足による人件費の高騰で、賃貸住宅の建築費用は上昇しており、築年数が古い賃貸住宅でも建替えが難しくなっている。建替えよりも、費用が安いリノベーションを所有者が選択することで、賃貸住宅にかかる借入需要が拡大することもJAでは期待している。

### セルリー産地の再興

JA山形市野菜園芸専門委員会セルリー部長で「山形セルリー」栽培のレジェンドと呼ばれる会田和夫氏が、このままでは「山形セルリー」の産地が消滅してしまうとJA役員に相談したことがきっかけとなり、JAはJA全農山形や行政と「『山形セルリー』農業みらい基地創生プロジェクト」を立ち上げた。セルリー団地を建設し、新規就農者7名を含む担い手を確保・育成した。さらに販売戦略として、生協をはじめとする直販に取り組むとともに、ブランド化に向けて「山形セルリー」のGI（地理的表示）取得、JGAP認証、地域団体商標登録認定などをすすめた。その結果、セルリー部会員は増加、出荷量、販売額はピーク時に迫るなど、セルリー産地の再興に成功した。このセルリーのブランド化を契機にJAのオリジナルキャラクターのデザインを一新するなど、JAのまるごとブランド化も目指している。これまでの信用、共済事業での利益による内部留保で、セルリー団地建設に投資をして、産地振興に成功、このことがJA全体のブランドイメージの向上につながるという好循環がみられる（注7）。

## (6) 経営の持続可能性に寄与する 組合員ニーズに基づき発展した事業が収益 の柱に

21年度の経常利益1.7億円のうち、生活その他事業が1.2億円で信用事業の0.8億円、共済事業の0.3億円を上回っている（第2図）。生活その他事業の内訳をみると、賃貸住宅管理戸数は3千世帯あり、その管理料が安定的な収益源である。また、確定申告の記帳代行業務と相続事務手続きの受益者負担金も収益の柱の一つになっている。

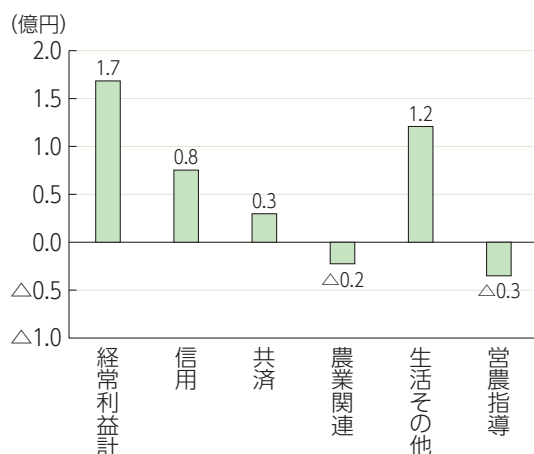
低金利の長期化や高齢化による信用事業や共済事業の利益減少を、組合員ニーズに対応して発展した様々な事業が補っている。

**(注5)** 農協における部門間の情報共有については、藤田(2019)に詳しい。また、JA山形市、JAぎふともに「個人情報保護方針」をホームページに掲載し、関係諸法令およびガイドラインを遵守するなど、個人情報を守り正しく取り扱うことを誓約している。

**(注6)** 山形市農業協同組合(2022) P.15

**(注7)** 長谷(2022)に詳しい。

第2図 JA山形市の部門別経常利益(2021年度)



資料 JA山形市「ディスクロージャー誌2022」より筆者作成

## 4 JAぎふ

### (1) JAの概要

JAぎふ(第4節では、以下「JA」という)は、岐阜県の県庁所在地である岐阜市を含む6市3町を事業エリアとし、都市的地域と山間農業地域を含む。22年3月末現在で、正組合員4万45、准組合員5万8,765、職員993人(嘱託職員を含む)、店舗54か所を有する比較的大規模なJAである。

### (2) 協同組合という特性を活かす

#### すべては組合員とともに

JAの第3次中期経営計画(16-18年度)のテーマは「積極的な自己改革への挑戦」であった。自己改革において注力したのが、准組合員を含めた組合員訪問活動である。18年度には、年3回、全職員が同じ組合員を訪問し、自己改革の内容を伝え、組合員から意見を聞いた。職員一人当たり平均80戸を担当して、組合員10万人のうち8万2千人への訪問が実現した。これ以降、毎年、組合員全戸訪問に取り組んでいる。

自己改革の取組みを継続的に発展させたのが、第4次中期経営計画(19-21年度)である。「すべては組合員とともに」をメインテーマとし、組合員の悩み事の相談にのり、総合事業を通じて解決し、組合員とともに「豊かで暮らしやすい地域社会」を目指した(注8)。



### 暮らしの相談受付簿

組合員に相談してもらうには、JA職員が信頼され好感を持たれることが必要である。そのため、20年4月から「組合員や地域からの大切な声を形にする」をスローガンに「暮らしの相談受付簿」を作った。受付簿は、①職員が行った相談対応や組合員からの感謝、喜ばれた行動や言動を記入、②所属長を通じ担当部に送付、③コメントが記入されたうえで役員へ回覧後、支店に保管し、JA内で情報を共有化する。この組合員に感謝され喜ばれる行動を通じて、組合員との信頼関係を構築し、相談対応につなげることを目指した。

### フレームワーク

また、職員の行動指針「フレームワーク」は、「私たちは組合員の期待に応えるために、支店が中心となり、総合的なサービスをもって、組合員の財産活用と暮らしのお手伝いをします」である。役職員の行動がこのフレームワークから外れていないかを確認するようにしており、フレームワークに沿って業績考課も行われる。

### (3) 総合事業性を活かす

#### 生活トータルサポート

第4次中期経営計画では、組合員の悩み事を、総合事業を通じて解決することとしており、農業融資先への定期的な訪問と経営診断の実施など、多くの事業で相談機能強化に取り組んだ。

また、組合員からの相談が事業に結びつ

いた事例の一つが、「生活トータルサポート」である。「一人暮らしの親が心配」という組合員の声聞いた職員が、近くに行ったときなどに声かけをし、本人からも別居家族からも喜ばれたことを暮らしの相談受付簿に書いた。それを受けて、そういう対応がJA全体でもできるようにと、「生活トータルサポート」を開始した。

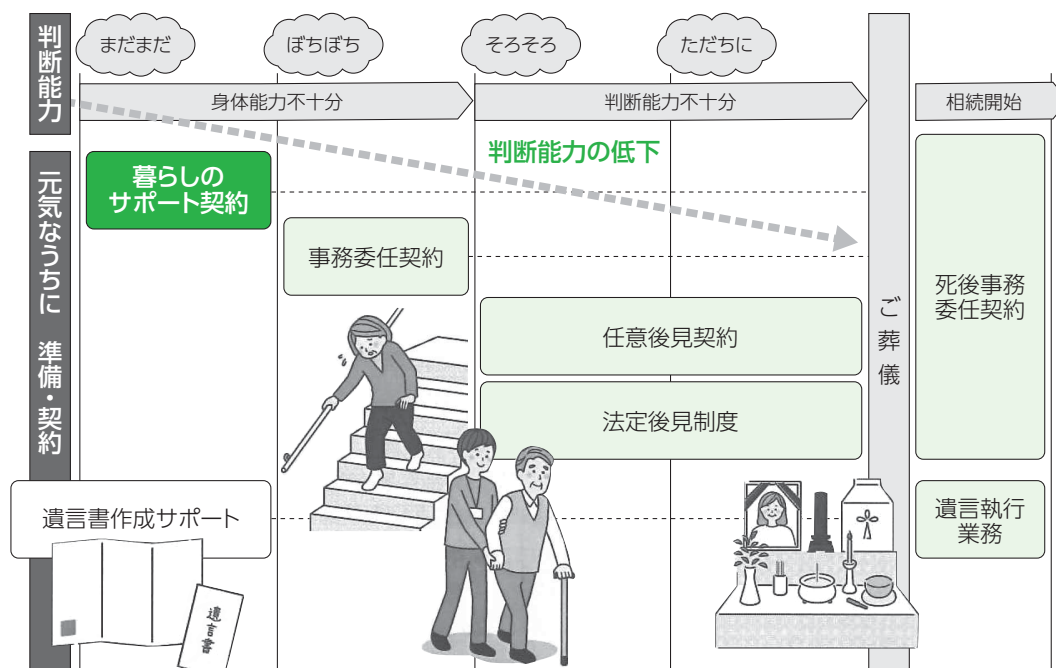
JAぎふ「生活トータルサポートのご案内」によれば、高齢の組合員や利用者が来店した時や自宅への訪問時に、職員はお変わらないかの声かけをしているが、定期的な見守りサポートが必要な場合には、年額5.5万円の「暮らしのサポート契約」を紹介する。契約者には本部職員が毎月1回定期的に訪問し（原則2時間まで）、生活状況や安否の確認のほか、必要な支援・サポートを行い、希望がある場合には、その結果を親族に電話やメールで報告する。「生活トータルサポート」には、このほか、事務委任契約、任意後見契約、法定後見人の受任、死後事務委任契約、遺言書作成サポート、遺言執行業務も含まれており、「暮らしのサポート契約」以外は、23年2月に設立された（一社）JA成年後見センターぎふが受任する（第3図）。

### (4) 系統組織との連携

#### 信連・農林中金の支援プログラムの活用

農協改革において、JAは他の多くの総合農協同様、信用事業を続けることを選択した。そして、地域金融機関として生きていくことを決意し、地域の資金需要に応じて、

第3図 JAぎふの生活トータルサポートの概念図



出典 JAぎふ「生活トータルサポートのご案内」を基に作成

その役割を発揮するために、本店事業部に融資推進課を設置した。現在、融資推進課は12人で、うち農業融資専任担当は2人である。

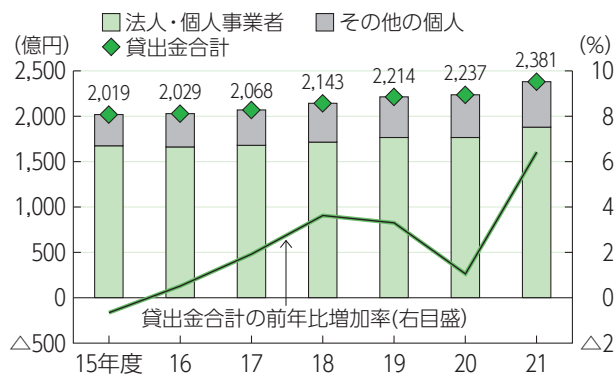
貸出金残高は、16年度以降、毎年増加を続けている（第4図）。21年度は前年比6.4%と高い伸びとなっているが、これは、主に

住宅ローンと法人融資の増加によるものである。

住宅ローン増加の背景には、ローンセンターの休日相談や役員によるハウスメーカーへの働きかけなど、積極的な対応がある。

法人融資の強化については、信連・農林中金の「貸出強化支援プログラム」を活用している。融資推進課に法人融資の専任担当者を置き、法人融資の経験がある地銀のOBも配属されている。支店の次長も法人融資に関わることとした。また、総合事業を活かして、毎月、各部が本支店の取引先とその情報を持ち寄り、貸出案件等につながるかを検討する会議を開催している。その結果を踏まえ、取引先には、各部の担当者と融資推進課と一緒に訪問して、課題の把握や提案などを行っている。工場用地が必

第4図 JAぎふの貸出金の業種別残高



資料 JAぎふ「ディスクロージャー」各年度版より筆者作成

要な企業に組合員が所有する土地を紹介する、水栓の製造業者を建設業者に紹介して水栓を利用してもらい、取引先の扱う豆腐をJAの直売所で販売するなど、企業からの要望に応じており、融資に結び付く案件もでてきた。

また、信連・農林中金の「資産形成サポートプログラム」を導入し、職員の提案スキルを高めている。資産形成の様々な選択肢があることを伝えて、興味があれば投資信託を提案するなど、組合員、利用者の要望に応えるようにしている。

#### (5) 地域の持続可能性に寄与する 中山間地域での伝統的茶栽培の復活

10年後の農協（N）を背負って（S）たつ（T）人材の育成のための研修「NST」を、3年間のカリキュラムで実施しており、この研修の最後には、グループで地域の活性化に取り組む。一つのグループは、中山間地域の山県市北山地区で、地元の農家グループ、JA支店、および地域おこし協力隊と連携して打合せを重ね、途絶えていた伝統的茶栽培を復活した。収穫した茶は、県内の業者が製茶し、JAの産直施設「おんさい広場」と同じくJAの「山県ばすけっと」（県内の農畜産物、加工品を販売し、山県市を中心に岐阜の農産物を使ったグルメを提供するダイニング「山県ごはん」併設）でも販売されている（注9）。

#### 消費者と農業者を結びつけて持続可能な 農業と地域を目指す

JAは有機農業など「ひと・環境・地域にやさしい農業」で消費者と農業者を結びつけることで、持続可能な農業と地域を目指すビジョンをえがく。22-24年の第5次中期計画では、10年後の目指す姿を、①活力ある農業と②豊かな地域とした。活力ある農業については、「地消地産やオーガニックに対する消費者の理解を高め、生産者がスマート農業などの農業DXを活用し、労働の効率化を図ることで有機農業への転換を支援します。その結果、家族農業の継続を目指すとともに、地域の食を支えているという誇りと安定した所得の確保により、魅力的で持続的な農業を実現します」、②豊かな地域には、「農業者と消費者が食と農を基軸としてお互いが尊重し合える地域づくりが求められています」と書かれている（注10）。

消費者が求める農産物を農家が栽培する「地消地産」というJAが目指す農業の第一歩として、22年12月に、「食と農の連携推進フォーラム」を設立した（注11）。メンバーはJA管内の消費者を中心に料理研究家、食に関わる企業等13人からなり、座学や農業の現場見学、加工品づくりを行う。さらに、消費行動やアンケートなどを踏まえて、数年かけて消費者が求める農産物の価値基準を策定する。将来的には、この基準をJAが生産者に伝えて、農産物を栽培してもらい。並行して、生産者には有機農業に取り組んでもらうようにJAは働きかけており、22年に有機農業実践園芸塾を開講し、また堆肥

の研究も行っている。

## (6) 経営の持続可能性に寄与する

### 自己運用の拡大とフィービジネスの強化

持続可能な経営基盤の確立を目指し、信用事業では貸出、有価証券での自己運用の拡大、投資信託などフィービジネスの強化を図っている。そして、上記のように、法人融資や投資信託という、職員の経験や知識が不足する分野については信連・農林中金のプログラムが活用されている。

### 総合事業再編戦略

また、21年1月の臨時総代会で承認された「総合事業再編戦略」では、地域の実情に合わせて、支店形態を総合サービス店舗からふれあいプラザまでの5タイプに分類し、必要に応じて移動店舗の対応も行うこととし、これに沿って店舗再編が進められている。このうち、ふれあいプラザはATMを設置し取次は相談機能に特化して、少人数の職員で運営する最もスリムな拠点だが、これを「地域がつながる憩いの場」と位置付け、組合員だけでなく地域住民も対象とした各種のイベントや活動が行われている(注12)。

「総合事業再編戦略」には、採算性の確保を図るとともに、地域に必要なインフラとしての役割を担い続けるというJAの思いが込められており、両者が経営基盤の強化とその持続可能性に寄与すると考えられる。

(注8) ぎふ農業協同組合 (2019)

(注9) 同 (2022b)

(注10) 同 (2022a)

(注11) 同 (2022c)

(注12) 野場 (2023)

## 5 特性を活かすためのポイント

2つのJAは、規模や地域性に違いはあるものの、農協の特性である、協同組合であること、総合事業性、JAバンク・JAグループ等との連携を活用して、経営と地域の持続可能性の向上を図っている。

まず、2つの事例から読みとれる、特性を活かすためのポイントをまとめたい。

第1に、協同組合としてあたりまえのことではあるが、組合員や地域の利用者のために行動することを第1に考えることである。そして、組合員・利用者への訪問から始まり、対話、相談対応を重視する。また、その情報を記録し、農協内で共有化する。そして、組合員・利用者のために何が最も必要か、その情報を事業に結びつけていく。デジタル化が進むと、数字に表せない情報の価値はより高まり、新しいサービスに結び付く源泉となる可能性を持つ。

職員が組合員との関係を重視した行動をとるためには、農協として組合員を重視する方針を明確にすることはもちろんのこと、農協職員の教育とそれを評価する仕組みが重要である。教育の機会は、研修だけでなく、JAぎふの暮らしの相談受付簿のように、組合員から感謝されたことを記入すること、それを上司や役員が把握して評価もすることが、職員の組合員との向き合い方に影響



すると考えられる。

ただし、これまで、農協では、ニーズを把握し、対応するためには、役職員が組合員や利用者とは対話することが重要な役割を果たしてきたが、コロナ禍で職員の組合員訪問が難しい時期が続き、職員、組合員ともに、直接対話することには苦手意識がでていたのではないかと考えられる。また、デジタル化が進むなかで、PCやスマホ・タブレットなどを使ったコミュニケーションを好む利用者も増えると思われる。組合員や利用者との対話について、手法、手段も含めて検討する良い時期ではないだろうか。

第2に、組合員、利用者の声を聞き、そのニーズに応えるために必要なことを考えた結果として、2つの事例では総合事業など、農協が抱える様々な経営資源を活用して、必要な事業を行っており、新たなサービスも生み出されている。農協の役職員は各部門に所属しているため、その壁を越えるためには、①情報の共有化と、②部門間の連携と総合事業の活用が重要であるという農協の方針が明確なことが必要である。

第3に、農林中金をはじめとした、JAバンクグループやJAグループと連携、あるいは利用することにより、事例にみられるように、JAの役職員が必要な新たな知識や経験を比較的短期間に得て、組合員・利用者へ提供するサービスの幅を広げることが可能となる。

組合員の声を聞き、総合事業性を活用し、さらに系統組織も活用した事例として2つのJAに共通するのが、充実した高齢者向け

サービスである。JA山形市では、高齢化に対応して、年金手続きや相続手続きの相談、遺言信託代理店業務などを行い、サービス付き高齢者賃貸住宅も経営している。また、JAぎふでは、「生活トータルサポート」として、高齢者の定期的な見守りサポート（暮らしのサポート契約）のほか、障がい者や独居高齢者の生前や死後の様々な不安に応えるサービスを提供する。高齢化が進むなか、組合員や地域住民にとって、これらのサービスの必要性は高まっており、かつ農協経営の持続性にも寄与すると見込まれる。

また、JAが外部と連携することで、新たな価値を生み出す可能性にも注目したい。

JA山形市が山形セルリーの販売戦略の一環で、地元の芸術系大学と共同でのデザイン開発や県内出身の有名シェフを起用した料理コンテストを実施することにより、山形セルリーは地域を代表するブランドになっている。また、賃貸住宅のリノベーションを大学と連携して行い、若い世代の感性を活かした住宅の姿を地域に発信していく。これらの取組みは、地域住民が地域と農協を再評価する機会となり、地域の活性化をもたらす可能性や、農協と住民との新たな関係構築につながる可能性もあるのではないかと考えられる。

JAぎふは、新しい農産物の価値基準を作成するプロジェクト「食と農の連携推進フォーラム」を、メンバーを地域の消費者中心にして設立した。その延長線上には、食と農を基軸に消費者と生産者が結びついて、安心・安全な農産物が育ち、食べることが

できる地域に人が集まり、その中核に農協があるという、農業と地域、そして農協の新たな未来が期待されている。

## むすびにかえて

特性を活かして事業を展開する2つのJAの事例をみてきたわけだが、組合員・利用者のために、農業や地域の振興のために農協は何を行うべきか、何が行えるかと深く考え、行動していくと、農協における職員の行動や役員のリーダーシップ、組織、体制、事業は、おのずと変容していくのではないかと考えさせられる。

組合員の相談に農協の役職員が対応したときに、信用事業担当など部門の枠を超えて、話を聞き、考え、応えたからこそ、組合員や高齢者等の相談に、信用事業も含めて幅広く対応するJA山形市の「知的福祉サービス」やJAぎふの「生活トータルサポート」につながった。

農業や地域の振興に何が必要かを考えた結果、未来に向けたビジョンをえがき、実現に踏み出したのが、JA山形市「『山形セルリー』農業みらい基地創生プロジェクト」であり、JAぎふの「食と農の連携推進フォーラム」の設立であろう。

いいかえれば、協同組合であること、総合事業であること、系統組織があるという3つの特性が、環境が大きく変化するなかで、組合員や地域にとって必要とされる農協および農協信用事業への変容を可能にすると考えられる。その結果として、組合員

の事業や生活を含めた持続可能な地域、それによってたつ持続可能な農協経営が実現することを期待したい。

### <参考文献>

- ・金融ジャーナル社（2022）「月刊金融ジャーナル増刊号金融マップ2023年版」12月
- ・金融調査研究会（2020）「わが国銀行を取り巻く環境変化と収益源の多様化」3月
- ・ぎふ農業協同組合（2019）「JAぎふ 中期経営計画 令和元年度～令和3年度」
- ・ぎふ農業協同組合（2022a）「JAぎふ 第5次中期経営計画 令和4年度～令和6年度」
- ・ぎふ農業協同組合（2022b）「復活した伝統茶葉の収穫始まる」5月27日、JAぎふホームページ Topics (<https://www.jagifu.or.jp/wp/archives/50692>)
- ・ぎふ農業協同組合（2022c）「食と農の連携推進フォーラム基本計画～健康を考える～」12月22日
- ・斉藤由理子（2017）「信用事業にみる農協の意義」、石田正明・小林元編著『JAの価値と役割』全国共同出版
- ・斉藤由理子（2019）「特性を活かしたJA信用事業の展開」、農林中金総合研究所編著『地域・協同組織金融とJA信用事業—JA経営の真髄—』全国共同出版
- ・斉藤由理子（2020）「JAの自己改革の成果と課題—単位JAにおける農業振興を中心に—」『農林金融』2月号
- ・斉藤由理子（2021）「変革期に求められるJAの人材育成」、農林中金総合研究所編著『地域・社会とJA人材事業：JA経営の真髄』全国共同出版
- ・長谷祐（2022）「野菜の産地振興とブランド化—JA山形市「『山形セルリー』農業みらい基地創生プロジェクト」—」『農中総研情報』5月号
- ・農林中央金庫（2021）「JAバンク中期戦略（2022～2024年度）について」12月17日
- ・野場隆汰（2023）「ふれあいプラザがつなぐ地域とJA—JAぎふの取組みから—」『農中総研情報』3月号
- ・藤田研二郎（2019）「農協における部門横断的な情報共有体制と事業間連携」『農林金融』11月号
- ・八木瑞枝（2019）「Interview 協同組織金融機関だからこそ実践しやすい『共通価値の創造』：持続可能なビジネスモデルの構築に向けた探求型対話を実施」『金融財政事情』9月2日
- ・山形市農業協同組合（2022）「COMMUNICATION GUIDE 2022 JA山形市コミュニケーションガイド VOL.42」

（さいとう ゆりこ）

# 第三者継承支援における農協の役割

主事研究員 長谷 祐

## 〔要 旨〕

農業者の減少・高齢化が進むなかで、これまで地域の農地を集積し地域農業の維持に貢献してきた担い手経営体においても高齢化が進展し、離農の可能性が高まってきている。後継者不足問題への対応として注目されているのが、経営資源を一括して別の経営体（主に新規就農者）に移譲する「第三者継承」である。

担い手経営体の離農は地域農業の維持にも大きな影響を及ぼすため、第三者継承の支援は地域の農業者組織である農協にとっても重要な課題となりえる。本稿では、第三者継承を実施した事例を紹介し、継承を進めていくなかで農協が果たした役割について検討した。

事例の検討を通して、農協は「地域での第三者継承の周知と情報収集」、「新規参入者への就農支援」、「経営継承への支援」について、多くの役割を果たしていることがわかった。

特に就農から経営移譲にいたる計画の策定において、農協の果たす役割が大きいことが指摘できた。また、第三者継承の周知や継承者の地域への溶け込みという側面からは、農協の部会組織がその役割を担っている。さらに、部会組織での各品目の生産者の状況の把握や今後のあり方の検討は、地域内での第三者継承を進める第一歩となりえる。

一方で、行政との連携も重要であり、継承者（新規就農者）の募集や住宅の確保では行政の役割が大きい。行政の支援と農協による就農後の支援とをつなげることで、より一貫した支援策を講じることが出来ると考えられる。

## 目 次

はじめに

1 農業の第三者継承をめぐる状況

2 部会主導型の第三者継承：

JAたじま おおや高原有機野菜部会

(1) 産地と事例の概要

(2) 事例の経緯

(3) 第三者継承におけるJAたじまの役割

(4) 小括

3 行政や地域農業者との連携：JAこまち

(1) 産地と事例の概要

(2) 事例の経緯

(3) 事業継承に向けた取組み

(4) 小括

4 地域内での第三者継承：JA能美

(1) 産地と事例の概要

(2) 事例の経緯

(3) 事業継承におけるJA能美の役割

(4) 小括

5 支援における農協の役割

おわりに

## はじめに

2020年の農林業センサスによると日本の農業経営体数は107.6万経営体であった。05年には200.9万経営体であったことから、この15年間で半減したことになる。一方、農地面積の減少は7%（469万ha→437万ha）にとどまっており、1経営体あたりの経営耕地面積も拡大している（1.9ha→3.1ha）。以上のデータから、離農した経営体の農地は、別の経営体が集積することによって、ある程度維持されていることが分かる。

また、同じ期間において、基幹的農業従事者のうち65歳以上が占める割合は10%ポイント以上上昇（57.4%→69.6%）しており、農業者の高齢化も進んでいる。つまり、これまで地域の農地を集積し、地域農業の維持に貢献してきた担い手経営体においても高齢化が進展し、離農の可能性が高まってきた。こうした経営体が後継者を確保できず離農となった場合、当然に地域農業の維持に大きな影響を及ぼすため、事業の継承問題は一経営体の問題にとどまらない重要性を持つ。

担い手経営体での後継者不足問題への対応として注目されているのが、当該経営体を持つ経営資源を一括して別の経営体（主に新規就農者）に移譲する、「第三者継承」である（注1）。ただし、第三者継承の取組みを移譲者と継承者の当事者のみで進めると意見の食い違いや利害の衝突などが起こる可能性があるため、両者を仲介して円滑

な継承を支援する組織の役割が求められている。

第三者継承の支援に取り組むことは地域農業の維持にもつながるため、地域の農業者組織である農協にとっても重要な課題となりえる。本稿では、第三者継承を実施した事例を紹介し、継承を進めていくなかで農協が果たした役割について考えていきたい。

（注1）日本農業新聞データベースで「第三者継承」を含む記事を検索すると、12年には9件、17年には19件、22年には46件と記事数が増加している。また、20年には中小企業庁が農業分野も対象とした第三者継承支援を、21年度には農水省が（第三者継承も含む）経営継承支援事業を開始している。

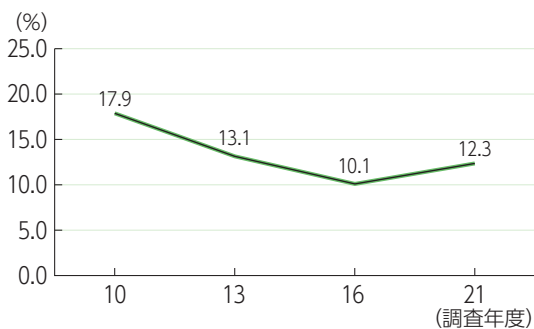
## 1 農業の第三者継承をめぐる状況

第三者継承は離農する農業者の経営資源を第三者が引き継いで事業を継続させるものであり、独立就農と比較して①経営開始時の経営規模が大きい、②専業農家として確立する期間が比較的短い、③農地集積や育成費用などの追加投資が不要、④販路や技術、地域の信用も移譲者といった無形資源の取得費用を軽減できる、といった利点が挙げられている（山本・梅本（2012））。

第三者継承の状況について、一般社団法人全国農業会議所が実施している「新規就農者の就農実態に関する調査結果」によると、新規就農者のうち第三者継承（「離農する農家の経営資源を引き継いで就農」）を利用した回答割合は、10%台で推移している（第1図）。



第1図 第三者継承による新規参入の割合



資料 全国農業会議所「新規就農者の就農実態に関する調査結果」各年度版  
 (注) 調査対象は、就農してから概ね10年以内の新規参入者。

作物別にみると回答に占める割合では酪農が68.2%と圧倒的に高いものの、実数では施設野菜や果樹でも事例が多くみられることが分かる。他の作物においても10%強の割合で第三者継承がおこなわれており、露地野菜を除いて多くの作物で第三者継承が実施されている。就農地別でも沖縄(3.2%)を除いて、全国で第三者継承に向けた取り組みが進んでいるといえる(第1表)。

一方で、後継者不足の状況は深刻化している。15年の農業センサスにおいて、後継者がいると回答した販売農家の割合が50%を下回り(48.7%)、20年センサスでは「5年以内に農業経営を引き継ぐ後継者(予定者を含む)を確保」している農業経営体は25.5%となった。この2つの数値は設問や対象が同一でないためそのまま比較できるものではないが、後継者不足が深刻化していることがうかがえる。特に農業経営体の大宗を占める個人経営において、後継者を確保している割合が24.8%であり、団体経営体(47.4%)や法人経営体(49.0%)の約半分の割合となっている。

第1表 第三者継承の件数と割合  
(作物別、就農地別)

(単位 件、%)

	回答数	第三者継承		
		実数	割合	
全体	2,205	272	12.3	
経営作物	水稲等	150	26	17.3
	露地野菜	717	27	3.8
	施設野菜	677	76	11.2
	花き・花木	67	8	11.9
	果樹	349	66	18.9
	酪農	44	30	68.2
	その他畜産	62	10	16.1
	その他	139	29	20.9
	就農地	北海道	167	57
東北		185	24	13.0
北陸		70	12	17.1
関東・東山		526	45	8.6
東海		251	32	12.7
近畿		215	23	10.7
中国		215	21	9.8
四国		147	17	11.6
九州		359	39	10.9
沖縄		63	2	3.2

資料 全国農業会議所「新規就農者の就農実態に関する調査結果-令和3年度-」  
 (注) 太字は作物別、就農地別での上位3項目を示している。

また、認定農業者のいる農業経営体について品目別でみた場合、畜産では比較的后継者を確保しているものの、施設野菜や果樹では後継者確保の割合が低くなっている(注2)。こうした資本集約型の作物は、就農後の所得確保の点から新規就農の作物としても期待されている。しかし、近年では施設費や建設費が上昇していることから参入コストも増加していると考えられ、第三者継承のニーズは高まっていく可能性がある。

以上のように後継者不足が進むなかで、後継者を確保する手段としての第三者継承

に対する期待は一定存在すると考えられる。農中総研が年1回実施している「農協信用事業動向調査（注3）」においても、回答のあった251農協のうち25.1%の農協で「管内での第三者継承事例があった」としている。また、同調査では75.7%の農協が第三者継承支援の必要を感じていることも明らかとなったが、このうち46.2%の農協が必要を感じつつも支援策は未検討となっていた（第2図）。この背景には第三者継承の事例が少なく、必要な支援策を検討することが困難な状況もあると考えられる。

第三者継承における支援組織の役割については多くの先行研究がある（山本・梅本（2008）、山内他（2010）、梅本（2016）、山崎（2018）、高津他（2020）、長谷（2021））。

先行研究では地域内の様々な主体が連携して第三者継承の支援組織として関与していることが示唆されている。そのなかで農協の役割に関して、離農予定者の把握や資産評価の参考額の提示など一定評価している（高津他（2020））。しかし、先の信用事

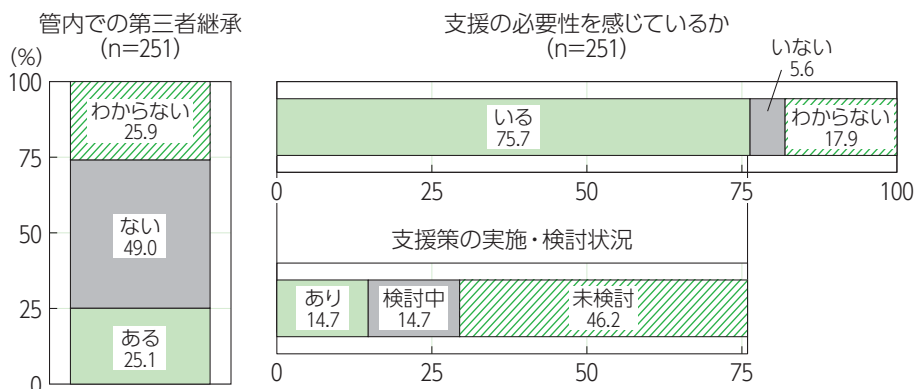
業動向調査の結果にもあるように、多くの農協で第三者継承支援の必要性を感じつつも支援策が未検討である現状において、農協が第三者継承支援の中でどのような役割を果たせるのかを事例から検討することは、今後の第三者継承支援の拡大に有用であると期待できる。

また、長谷（2021）では第三者継承の支援組織の役割として、①地域での第三者継承の周知と情報収集、②新規参入者への就農支援、③経営継承への支援の3点を述べた。本稿ではこの視点を援用しつつ、支援組織の役割の全体像の中で農協がどのような役割を果たしているのか検討していくこととする。

**（注2）** 認定農業者のいる農業経営体全体での後継者確保の割合は31.7%となっている。畜産では酪農の34.5%が最も低く、養豚では45.4%であった。一方で施設野菜は28.2%、果樹では28.0%と低い水準となった。

**（注3）** 2022年度の動向調査は同年8月に実施し、回答は251組合から得られた。本調査では全国の総合農協のうち半数以上の信用事業部門に回答を依頼している。

第2図 第三者継承事例の有無および支援の状況



資料 2022年度農協信用事業動向調査

## 2 部会主導型の第三者継承： JAたじま おおや高原有機 野菜部会

### (1) 産地と事例の概要

おおや高原は兵庫県養父市大屋地区に1978年から県営農地開発事業で造成された、ハウス約300棟の野菜団地である。当初は重量野菜を作付けしていたが、土質の関係で軟弱野菜栽培に切り替えている。この時に県やコープこうべの後押しもあって、野菜団地全体で有機栽培に取り組むことになり、現在は全域が有機JAS認証を取得した有機野菜産地となっている。

こうした経緯から、おおや高原の野菜はすべてコープこうべに販売されており、農協のおおや高原有機野菜部会はコープの有機野菜生産者組織という側面も有している。

現在の生産者は9名で、その多くは神戸市や宝塚市から来たIターン就農者となっている。栽培品目はコープこうべとの契約で決められており、ホウレンソウ、菊菜、小松菜、水菜、小カブ、ミニトマト、空心菜が栽培されている。

おおや高原の野菜団地は当初からIターン移住者が多く、地元の人がほとんどいなかった。そうした経緯から地縁による継承への思いは弱く、地域外からの人材の受入れに寛容な地域となっている。

### (2) 事例の経緯

#### a 部会での第三者継承(新規就農)の流れ

市が新規就農に力を入れており、就農者の募集は市が実施している。管内には別の有機野菜産地もあり、毎年市から4～5名の有機野菜での新規就農希望者が紹介されている。実際の受け入れには部会員の離農の意向とあわせる必要があるため、おおむね3年に1人となっている。

離農意向については、部会員にアンケートを実施しており、「今後の経営の予定」「あと何年できるか」「第三者を受け入れるつもりはあるか」などを聞いている。それによって各年の就農希望者受入れ人数を把握する。

就農希望者の受入れが決まったら、市を中心に日程調整をして希望者に部会長の経営を1日見てもらっている。おおや高原で就農すると山間地である大屋地区に住むことになるため、住環境も含めて希望者には見ってもらうようにしている。

おおや有機野菜部会で就農する場合は、土地やハウス、農業資材もすべて買取りする形であり、1,000万円ほどの資金が必要になる(ただし、後述のように実際には全額支払うわけではない)。また、移住先の住宅は大屋地区内で市が探すことになっている。

就農に向けてはまず離農意向を持つ農家のもとで短期研修を受けてもらい、その後に両者の合意のもとで、第三者継承に向けた研修が実施される。この研修は3年間で想定されており、1年目は移譲者と一緒に作業を行い、2年目は移譲者の管理のもと

で新規参入者が作業をする、3年目は新規参入者が1人で作業をするという流れになっている。そして4年目に入る時点で第三者継承がおこなわれる。

新規参入者は研修の1～3年目には次世代人材投資事業で生活費をまかない、4年目からは新規参入者に売上が入るようになっている。研修1～3年目は売上がすべて移譲者に入る仕組みになっているが、その一部は第三者継承時の資産譲渡額を前払いする形となっており、継承時には差し引かれて支払いがおこなわれる。

#### **b A氏経営の継承にいたる経緯**

移譲者のA氏は元コープこうべの従業員で、コープ在籍中におおや高原の活動を知り就農を希望した。後におおや高原での最初の第三者継承者として就農している。高齢化により離農を検討していたことから、2017年にB氏を継承者として第三者継承への取組みが始まった。継承がおこなわれることについては事前に部会からコープこうべにも連絡している。

継承者であるB氏は市外からの新規参入希望者であり、市から部会への紹介によりA氏と引き合わされた。その後、短期研修を経て継承に向けた研修が始まり、研修2年目からはほぼB氏が作業を進めている。パート従業員もA氏が雇用していた従業員を、継承が終わった現在も引き続き雇用している。

研修1年目の途中で継承合意書を作成し、継承する時期や資産、譲渡価格について書

面での合意を得るようにしている。ハウスの他、播種機、耕運機、予冷库、作業場についても一括で継承されている。資産価格の評価は主には県と市が実施しており、基本的には簿価を基準にしつつ、両者の合意が得られる価格を提示している。A氏とB氏の事例では譲渡価格が1,400万円ほどとなったが、研修期間中の売上で支払っているものとして、継承時の自己負担は発生していない。継承後、A氏は農業者年金で生活しており、農業からは完全に引退している。

#### **(3) 第三者継承におけるJAたじまの役割**

第三者継承におけるJAたじまの役割は大きく2つに分けられる。第一におおや有機野菜部会を活用した第三者継承の枠組み作りである。JAたじまはおおや有機野菜部会の事務局として、就農に関する行政との協議会に参加して調整をおこなっている。このなかで、市は部会員に対して離農意向のアンケートを実施し、継承ニーズの把握に役立てている。また、部会内で第三者継承の方法について共有することで、第三者継承が円滑に進められるようにしている。

第二に、生産者が生産に集中できる環境の整備である。部会事務局の業務として、販売先であるコープこうべとの調整窓口を担い、ここで販売計画や生産量確保の見通しなどの調整がおこなわれる。さらに有機野菜の集出荷場を運営し、集荷された野菜を袋詰めして出荷することで、生産者の労力削減に役立っている。



#### (4) 小括

おおや高原有機野菜部会は、部会員の多くがIターン就農者であり外からの新規就農に対する心理的なハードルが低いことや、コープこうべという安定的な販売先が確保されていることなど、第三者継承が進みやすい条件がそろっている事例と言えよう。農協も第三者継承に向けて積極的に動くというよりも、合意形成やスキーム作成に関して部会を活用しつつ、その役割を果たしている。

### 3 行政や地域農業者との連携： JAこまち

#### (1) 産地と事例の概要

本事例では地域の行政や農協・農業者が協力しながら、県外出身の独立新規参入者に果樹の園地を譲渡したものである。

JAこまちは秋田県南東部の内陸部（湯沢市、東成瀬村、羽後町の一部）を事業エリアとしている。管内の経営耕地面積のうち約90%を水田が占めており、主食用米だけでなく、加工用米や酒造好適米も栽培されている。また、内陸性気候による寒暖差を活かして、リンゴやサクランボ等の果樹やトマト・きゅうり等の野菜も振興作物として位置づけられている。

紹介する事例は湯沢市三関地区での園芸作における第三者継承事例であり、本地区は「三関さくらんぼ」や「三関せり」といった地域ブランドを有していることから、産地維持に向けて担い手確保への機運が管

内でも高い地域である。

#### (2) 事例の経緯

##### a 新規参入（継承者）の経緯

後継者のC氏は関東地方で民間企業に勤めていたが、「自営をしたい」という思いがあり、その中で農業に興味を持った。親戚（非農家）が湯沢市に住んでいたことや、秋田県が積極的に移住・就農を促進していたこともあり、当地での就農を志した。

2016年に東京で県の移住セミナーに参加して話を聞き、2泊3日の農業ツアーや3か月間の湯沢市での農業体験に参加した。こうした事前研修を通じて秋田県への就農の思いを強くするとともに、「湯沢で就農するならセリとサクランボがいいのではないか」というアドバイスを受けた。2017年には1年間、県の農業公社の仲介によりセリとサクランボの生産者であるD氏のもとで就農に向けた研修を受けている。

住宅に関しては市の制度を活用し、就農地から車で10分ほどの距離にある市営住宅に居住している。

##### b セリ作での独立就農とサクランボ作での第三者継承

C氏の就農は2段階に分かれている。まず、研修修了時はサクランボの園地が見つからず、まずセリ作で独立就農した。そして1年後に園地を見つけて、サクランボ作の第三者継承を実施している。

セリ作については、研修中に湯沢市の親戚を通じて知り合いの農家の農地（水田）

を借りる話が出ていた。その農家は後継ぎがおらず、農地を譲り渡す新規就農者を探していた。研修終了後にその農地を借り受け、県の「移住就農まるごと支援事業」を活用しハウスを5棟建てる形で就農した。

セリ作での就農後、研修時から交流のあった地元消防団の部長にサクランボ農家を紹介してもらい就農地を見つけた。移譲者であるサクランボ農家は複数の園地でサクランボ作を営んでおり、規模縮小をすすめるなかで、1か所の園地（8a）を5年間の利用権設定で移譲した。移譲されたのはサクランボのハウスおよび樹体で、いくつかの資材はC氏が購入してサクランボ作を開始している。サクランボの選果や袋詰め作業は、夏季の間使わないセリのハウスでおこなっている。

販売先はセリでは農協出荷がメインであり、部会や集出荷場の利用を通じて地域の農業者と交流も進めている。サクランボについては農協出荷の他、C氏の前職の知り合いやSNSを活用した直販も展開している。就農後の栽培技術習得については、移譲者の農家や研修先の農家からアドバイスを受けながら学んでいる。また、農協の営農指導員も個別に巡回しており、必要に応じて指導をしている。

今後、C氏は桃の栽培にも取り組む予定であり、その園地は研修先であったD氏が紹介する形で確保している。栽培技術もD氏の息子から学んでおり、就農後も地域農業者の協力とネットワークにより、経営資源の確保をすすめている。

### (3) 事業継承に向けた取組み

本事例に関わった支援機関は、県（公社）、市、JAこまちの三者である。地域に第三者継承や新規就農にむけた協議会はないが、農業次世代人材投資事業を実施する中でまとまって話をする機会が設けられている。

支援の経過を見てみると、研修を境として募集から研修にいたる過程では県（公社）が主導しており、研修を受けるタイミングで農協側に就農希望者の紹介がある。一方で、研修後については市や農協が主導する形で就農が進んでいく。特に農協が担当するのは、農業次世代人材投資事業などの補助金を受けるための就農計画の策定である。新規就農者がやりたい農業の姿を描きながら営農指導員とともに計画策定を進めている。

また、本事例では県や市の助成制度を活用している。先述の「移住就農まるごと支援事業」により、C氏はセリ作用のハウス建設やサクランボ用の農業資材（選果機や草刈り機など）を導入している。補助金は合計で2,000万円を超えるが、自己負担は100万円程度に抑えられている。

### (4) 小括

本事例は、行政の支援制度を活用しつつ就農から定着の過程で農協が役割を發揮した事例である。ただし、行政や農協だけでなく地域の農業者、そして就農者自身の努力など、各主体の協力によって、地域としての第三者継承を進めたものである。

特に新規就農者のC氏は、就農直後から

部会や集出荷場での作業、消防団活動にも積極的に参加し、人的なネットワークの構築に注力していた。こうした活動が新たな品目の栽培に向けた園地の確保などにつながっている。

## 4 地域内での第三者継承： JA能美

### (1) 産地と事例の概要

JA能美は石川県南部に位置し、管内では手取川の扇状地に広がる水田での水稲や麦、大豆といった主穀作を中心に野菜や果樹といった様々な農産物が栽培されている。水稲作の経営環境の厳しさから、JA能美では水田転作による野菜の産地化も進めているが、それでも高齢化が進んでおり、機械の更新を機に離農する農家が増えてきている。

水田作が主体のため、離農した農業者の農地は近隣の大規模法人や集落営農が引き受ける状況が続いており、地域外からの新規参入は積極的に推進されていない。

JA能美管内での第三者継承事例は、平場が広がる地区で大規模に水稲作経営を展開していた農業法人を、同地区内の家族経営農家が継承した事例である。もともとは法人代表の親族で後継者と目されていた若手農業者がいたものの、事業継承を前に病気を患い継承が困難になったため、地区内の別の担い手農家に法人の代表を引き継いでもらうよう、JA能美が中心となって取り組んだ。

### (2) 事例の経緯

#### a E農園の概要と相談にいたる経緯

移譲者が代表をつとめていた農事組合法人「E農園」は、経営面積50ha（うち自作地1.4ha）で米麦大豆を生産しており、従業員5人（うち常勤4人）を抱える法人経営体である。法人の立地する地区内にある農地の多くを集積し転作を一手に引き受けており、地区からの信頼のあつ農業者である。

移譲者には子供がおらず、自身の年齢が70代半ばとなるなかで、法人の理事でもある親族（60歳）を後継者として事業継承を進める予定であった。しかし、その後継者候補が病気を患って農業を続けることが困難となり、予定していた事業継承も難しくなった。移譲者自身も近いうちに離農するつもりであったため、18年11月に今後の事業の継続をどうするかについてJA能美に相談を持ち掛けた。

#### b 後継者の選定と継承方式の策定

この相談を機に、JA能美では県連の担い手サポート担当者とともにE農園の事業継承に対応していくことになった（以下では、県連の担い手サポート担当者も含めて「JA能美」と表記する）。当初は継承の方式として、①従業員による法人の継承、②地区内の有力農業者による継承（E農園の名前も残す）、③地区内の有力農業者と新たな法人を設立するの3つが提案されたが、①については、E氏および地権者は地区内の農業者による継承を希望している一方で、常

勤従業員が全員地区外の出身者であったため採用されなかった。残る2つの方式での事業継承を検討するため、まず地区内にいる有力農業者2人に打診し、1人（F氏）から前向きな回答を得た（注4）。

F氏（当時50代）は当時、E氏と同地区で9haを経営する家族経営の農家であった。13年に民間企業を退職し、実家の農業に従事していた。E氏とは以前から地域農業の今後について話をする間柄で、今回の事業継承にも協力的な姿勢をみせた。

E氏とF氏、JA能美で協議を行い、上記②の方式での事業継承を進めることとなった。ただし、いきなり継承するのではなく、まずはF氏が農作業を手伝う形で参画し、E氏が地権者や従業員を納得させたのちに、F氏がE氏の持分を譲渡する形で経営にも参画、一定の共同経営期間を設けた上で代表を交代することとした。

### c 事業継承に向けた取組み

JA能美ではE氏やF氏と相談しながら、継承に向けた細かな決まりの策定やアドバイスを続けたほか、県の専門家派遣事業を活用してスムーズな経営移譲に向けた準備を進めていた。実際に後継者の選定から、F氏がE農園に経営参画するまでに約1年の時間をかけている。この間、E氏はE農園内での意向の調整や理事の交代に伴う定款変更の確認作業などをおこない、F氏はE農園の農作業の手伝いをしながら、県が実施する農業経営者向けセミナーに参加して法人経営者としての資質の向上につとめ

た。また、JA能美では当事者だけでなく従業員からも話を聞き、経営継承に向けた相談窓口としての役割を果たしていった。

20年2月にF氏が理事に就任して経営に参画、半年後の8月にはF氏が代表理事に就任した。E氏は理事および顧問として経営に残っている。現在では、F氏が経営していた農地もE農園に引き継がれている。地区内で営農を続けている複数の農業者も、今後離農する際にはE農園に農地を預ける見込みとなっている。F氏はE農園の株式会社化も視野に入れており、今後も地域農業の担い手として期待されている。

**（注4）** もう1名の有力農業者は農業以外に別の事業を営んでいたこともあり、E農園を引き継ぐのは困難と判断された。

### （3）事業継承におけるJA能美の役割

E農園の事例では、JA能美が仲介組織として事業継承をフォローしている。その役割は大きく継承のルールに関するものと、関係者の意見調整の2つに分けられよう。

継承のルールに関するものとしては、F氏の経営参画の進め方や持分譲渡の時期と方法、E農園がE氏からリースしている農業機械のリース料、E氏個人から借りている資金の返済方法などを当事者の間に入りながら検討した。

その際、一般的な事業継承の計画案を農協側が作成し、それをもとにして事業継承までに実施することの明確化と役割分担が決められている。継承に向けた取組み開始から2か月の早い段階でこの計画案を作成したことで、管内初の第三者継承に対して



も大きな混乱なく対処できるようになった。また、E農園の経営状況や法人の定款変更の確認などには、県の専門家派遣事業も活用している。

関係者の意見調整については、意見の相違等の課題が発生したときには当事者それぞれと個別に面談し、双方の意向を調整しながら進めていった。F氏がE農園に参画する点については、従業員とも面談をするなど、関係者全体にきめ細かく話を聞く機会を提供していった。JA能美は支援組織として、関係者がその思いを話すきっかけを与えることに注力していった。

#### (4) 小括

本事例は新規就農者ではなく、地域内の農業者に第三者継承を実施した事例である。当事者同士がすでに長年地域内で農業を営んでいることから、経営継承に関して農協の関わりが強く見られた。

本事例では、募集・技術研修などの事前の取組みや施設・機械などの資産譲渡といった、新規参入者への第三者継承で必要となるプロセスが不要であった。このため、支援組織としてはJAグループのみ（JA能美+県連）で対応が可能となっている（注5）。また、個別事例に即してきめ細かい対応がなされ、F氏が経営継承までに「農作業の手伝い→出資による経営参画→代表の交代」と段階を経たことや、法人の従業員も含めた意見調整など、円滑に事業継承がされるよう工夫している点も特徴的と言える。

このような地域内での第三者継承は、地域性の高い作物や担い手経営体が一定存在する地域では今後も実施される可能性があると考えられる。

（注5）農地に関する話などいくつかのトピックスについては、市の職員にも協議に参加してもらっている。これは事前に話を聞いてもらうことで、その後の申請などの話を通やすくなる狙いがあった。

## 5 支援における農協の役割

以上、農協が第三者継承に関わった事例を3つ紹介してきたが、地域農業の現状や品目、継承の経緯などが異なり、多様な取組みがみられる。そうした違いも意識しつつ、以下では①地域での第三者継承の周知と情報収集、②新規参入者への就農支援、③経営継承への支援の役割について、農協が果たす役割を検討していく。

①地域での第三者継承の周知と情報収集については、まず継承を進める前提となる地域農業維持への課題意識が、JAたじまとJAこまちでは部会を通じて共有されていたことが指摘できる。これは両者とも独自のブランドを持っており、産地維持に向けた思いが強かったことも要因として考えられるが、外から人材を受け入れることについて一定の合意があったことが、第三者継承という方法が地域の農業者に認知される土台になっていた。

こうした意識を背景に、JAこまちでは地域の農業者や関係者が持つ情報をもとにして、新規参入者に移譲者の紹介がおこなわ

れた。JAたじまではさらに、行政と連携した離農意向アンケートの実施による情報収集や第三者継承のフロー策定まで実施しており、新規参入者の受入れから継承がよりスムーズに進んだ要因となっている。

②新規参入者への就農支援についてであるが、この点では新規参入者の募集から研修の段階では行政からの支援が主導的であり、研修から就農・定着段階では農協の役割が大きくなっていることが指摘できる。

特に、就農から経営移譲にいたる計画の策定において農協の果たす役割が大きい。補助金対応の側面もあるものの、新規参入者がこれからどういった農業をしていくのか、どの段階で経営資源の移譲がなされるのかを明確にすることは、継承者の心理的な負担を下げる意味でも重要な取組みといえる。また、農協の新規参入支援でも指摘される（注6）ように、就農後の部会での交流や技術習得支援、農協の経済事業の利用も農協に期待される役割として指摘できる。

最後に③経営継承への支援については、継承フローが明確なJAたじまの事例では、研修期間中の経営合意書の作成や譲渡価格の評価などを行政とも連携しながら取り組んでいる。また、地域内第三者継承であるJA能美の事例では、農業者の相談窓口として農協が大きな役割を發揮した。この事例では専門的な部分で県連と連携しつつも、当事者や従業員の間での意見調整や継承者に代表交代するまでの段階の設定など、個別事情に寄り添う必要のある部分において

農協がきめ細かく対応している。

以上のように第三者継承支援の3つの側面について、農協は多くの役割を果たしえる。このなかで就農や経営移譲に関する計画策定の支援は本稿でもすべての事例に見られ、地域農業をカバーする組織としての農協の強みが發揮できる部分と考えられる。

また、第三者継承支援の起点としての部会組織についても指摘しておきたい。第三者継承も含む新規就農対策において地域内での意識醸成は重要であり、部会組織での各品目の生産者の状況の把握や今後のあり方の検討は、第三者継承支援を進める第一歩となるだろう。

一方で、移譲者（新規参入者）の募集から研修にいたる入り口部分では行政の役割が大きい。特に募集に関しては、一つの地域や農協単位で新規参入者を募集する場合、毎年参入や継承のニーズがあるわけではなく恒常的に実施するのは難しい。この点で都道府県などの単位で集約すれば毎年一定のニーズは見込まれ、継続的な新規参入者の募集も可能となる。実際に都道府県単位で就農希望者を募集しているところでは、こうした形で就農希望者を募集し、各地域に割り振っている。

以上のような、一つの地域を超えた募集や移住者の生活支援は行政に特有の機能であり、農協による就農後の支援とつなげることで、より一貫した支援策を講じることが出来る。

複数の地域で集まって募集をするという点では、近年注目されている事業継承に特

化した民間のプラットフォームの活用も今後は視野に入ってくる可能性も考えられる。こうした新しい主体との連携の方策や役割分担については、今後の検討課題となるだろう。

(注6) 長谷 (2019) など

## おわりに

本稿では第三者継承支援における農協の役割を検討してきた。第三者継承における支援組織の役割は指摘されてきたものの、そのなかで農協が果たす役割についてはあまり取り上げられてこなかった。一方、本稿で取り上げた農協では、地域農業の現状に合わせてそれぞれの農協が持つリソースや外部との連携を工夫しながら、さまざまな第三者継承支援を実施していた。その中でも部会組織の役割は意識醸成や就農後の支援という観点から重要であり、部会組織を起点として支援策を検討することも有効である。

他方で本稿の事例においても、その多くは各個別の移譲/継承ニーズに合わせて単発的に支援策を講じている。今後は、地域の将来像を描いたうえでの計画的な事業継承と支援パッケージの構築も必要になってくると思われる。現在、JAグループで進められている次世代総点検運動や人・農地プランでの話し合いも有効なツールとなりうる可能性もある。今後も検討を深め、第三者継承支援のあり方について明らかにしていく必要がある。

## <参考文献>

- ・梅本雅 (2016) 「農業における第三者継承の進め方」『農業と経済』第82巻第3号、17～25頁
- ・梅本雅・山本淳子 (2009) 「失敗事例に見る経営継承の成立条件」『関東東海農業経営研究』第99号、79～84頁
- ・島義史 (2015) 「農業の第三者継承における経営資源の継承と経営展開——全国新規就農相談センター『新規就農者（新規参入者）の就農実態に関する調査結果』をもとに——」『農業経営研究』第53巻第2号、49～54頁
- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センター (2014) 「新規就農者の就農実態に関する調査結果——平成25年度——」
- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センター (2017) 「新規就農者の就農実態に関する調査結果——平成28年度——」
- ・全国農業会議所・全国新規就農相談センター (2022) 「新規就農者の就農実態に関する調査結果——令和3年度——」
- ・高津英俊・片岡美喜・鶴川洋樹 (2020) 「酪農の第三者継承における支援組織の役割と課題——都府県地域を事例として——」『農林業問題研究』第56巻第3号、93～100頁
- ・長谷祐 (2019) 「地域内での連携による新規参入支援と農協の役割」『農林金融』第72巻第11号、2～16頁
- ・長谷祐 (2021) 「耕種農業の第三者継承における支援組織の役割」『農林金融』第74巻第9号、2～16頁
- ・山内庸平・東山寛 (2010) 「組織型リレー経営継承方式による新規参入支援の新展開——北海道美深町を事例として——」『日本農業経済学会論文集』2010年度、105～112頁
- ・山崎政行 (2018) 「農業経営の第三者継承における『併走』問題への対応——養豚個人経営と稲作法人経営の成功事例から——」『農業経営研究』第55巻第4号、9～14頁
- ・山本淳子・梅本雅 (2008) 「新規参入者への円滑な事業継承に向けた経営対応の課題と方向——併走期間の観点から——」『農業経営研究』第46巻第1号、101～106頁
- ・山本淳子・梅本雅 (2012) 「第三者継承における経営資源獲得の特徴と参入費用」『農業経営研究』第50巻第3号、24～35頁

(ながたに たすく)

# 肥料をめぐる動向と今日的課題

主任研究員 小針美和

## 〔要 旨〕

日本の肥料産業は戦後の産業復興において先駆的役割を果たし、1970年代までは輸出産業であった。しかし、石油危機をきっかけに1970年代後半から肥料原料の輸入依存が深まり、その後2010年代から20年にかけて特定国への偏重を強めてきた。そのような状況の下、21年秋の中国による実質的な肥料の輸出規制やウクライナ侵攻に伴う対ロシア経済制裁等を背景として2022肥料年度の肥料価格は過去最高となり、農業経営にも深刻な影響を与えている。

22年度中に講じられた肥料高騰対策をみると、肥料費増加にかかる負担軽減策等は08年の肥料高騰時と共通するものも多いが、輸入肥料原料の備蓄などその当時には着手されなかったことにも踏み込んでいる。また、経済安全保障推進法にもとづく特定重要物資への肥料の指定、総理指示にもとづく省庁横断での下水污泥由来肥料の利用拡大の促進など、肥料に関する施策が農林水産省の枠組みを超え、政府レベルで展開されている。

日本の肥料サプライチェーンが潜在的にもつ脆弱性はさらに高まっている。各地域の関係者が連携して主体的に国内資源の利用拡大の取組みを進め定着を図ることで、輸入依存をできるだけ低減し、日本に適した肥料サプライチェーンの構築につなげていくことが重要である。

## 目 次

はじめに	(2) II期(74年～07年)
1 日本における肥料制度・肥料流通の概要	(3) III期(08年～21年)
(1) 肥料制度	3 21年秋からの肥料高騰
(2) 化学肥料への傾斜を強める日本農業	(1) 肥料をめぐる動き
(3) 肥料の流通構造	(2) 22年度に講じられた主な対策とその特徴
2 肥料をめぐる長期的変遷	(3) 現場での取組み
(1) I期(終戦後～1973年)	おわりに



## はじめに

中国による実質的な肥料の輸出規制やウクライナ侵攻に伴う対ロシア経済制裁等を背景に、2022肥料年度の肥料価格は過去最高となった。肥料高騰は農業経営にも深刻な影響を与えており、政府・農林水産省も農業者支援や肥料の安定供給に向けたさまざまな対策を講じている。

ただし、日本が肥料高騰に見舞われるのは今回が初めてではない。歴史をさかのぼると、1970年代の石油危機や07～08年の穀物高騰をきっかけとした肥料高騰は、その後の業界構造を変える引き金となった。日本の肥料サプライチェーンは肥料原料を輸入に頼らざるを得ず、潜在的に脆弱性を有している。そのため、今後の肥料サプライチェーンのあるべき姿を考えるにあたっては、課題を構造的にとらえることが必要である。

そこで本稿では、日本の肥料をめぐる状況を長期的にトレースし、日本の肥料サプライチェーンが輸入依存を深めてきた背景と業界構造の変化を考察したうえで、現下の肥料高騰の状況と今日的課題を整理する。

## 1 日本における肥料制度・肥料流通の概要

まず、日本の肥料制度や流通に関する基礎情報を整理する。

### (1) 肥料制度

肥料は食料生産に不可欠な中間投入財であるが、見た目ではその効果や安全性の判断が難しい。また、肥料業者と生産者の間に情報格差が発生しやすく、公正な取引が行われないおそれがある。そこで、取引上有利な立場にある肥料業者が製品の品質に関する正確な情報を生産者に提供する仕組みを担保するため、「肥料の品質の確保等に関する法律」（以下「肥料法」）による規制がなされている。

#### a 肥料法における「肥料」の定義

肥料法では、肥料を①植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壤に化学変化をもたらすことを目的として土壤に施される物、②植物の栄養に供することを目的として植物に施されるもの、と定義し、「普通肥料」と「特殊肥料」に大別している。

特殊肥料は、肥料法第2条で「農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料」とされており、①農家の経験等により識別できる簡単なもの、②堆肥などの品質が多様で、肥料としての価値が主成分の含有量に依存せず、一律的な評価をすることができないものとして、告示により47種類が定められている。

普通肥料は、特殊肥料以外の肥料と定義され、後述する化学肥料は普通肥料の中に含まれる。

## b 普通肥料と特殊肥料の品質保証の違い

普通肥料についてはその品質を保証するため、肥料業者に①製品の登録を受けることや生産開始の届出をすること（事前の品質確認）、②販売にあたり、成分含有量や原材料等、品質を判別するために必要な情報を記載し、個別の製品に添付すること（流通時の品質保証）を義務付けている。また、③国（FAMIC（独立行政法人農林水産消費安全技術センター））又は都道府県は、立入検査により登録どおりの品質が担保されているか、表示が適正になされているかについて定期的に確認する（事後のチェック機能）。

登録を受けるには、肥料の品質を担保する最低条件である「公定規格」を満たしていなければならない。公定規格は、①肥料の種類（生産方法や品質、性状などに着目した肥料の種類で、当該肥料の種類に合致する生産方法を定義）、②含有すべき主成分の最小量又は最大量、③有害成分の許容される最大量、④原料規格、⑤その他の制限事項の5項目によって構成される（第1表）（注1）。

一方、特殊肥料の生産・販売には登録は不要で、都道府県に届け出ればよい。また、品質が一定でなく肥料成分の保証は困難であるとして、保証票の添付は義務付けられていない（注2）。

このように、普通肥料は制度的に含有する肥料分量が保証される一方、特殊肥料にはそれがないこともあり、19年の法改正以前は普通肥料と特殊肥料を混合した肥料を生産・販売することは認められていなかった。

なお、下水処理場等から発生する汚泥を脱水乾燥、または発酵させて肥料にリサイクルした、いわゆる汚泥肥料は98年までは特殊肥料に分類されていた。しかし、重金属等の有害物質が高濃度で含有する恐れがあるとして、99年の法改正で普通肥料に移行し新たな公定規格が設けられた（注3）。

（注1）公定規格の改正にあたっては、食品安全基本法第24条の規定により、食品安全委員会の意見を聴くこととされている。

（注2）ただし、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」の制定により、畜産排せつ物やそれ由来の堆肥の生産量が大幅に増加する一方、品質のばらつきが利用上の大きな課題となってきたこと等を背景に、堆肥（汚泥又は魚介類の臓器を原料として生産されるもの

第1表 肥料法における「普通肥料」と「特殊肥料」

	肥料法の定義	登録・届出	公定規格	保証票による表示	立入検査
普通肥料	特殊肥料以外	農林水産大臣または都道府県知事による登録	あり ①肥料の種類 ②保証成分 ③有害成分 ④原料規格 ⑤その他制限事項	あり	国 (FAMIC)
特殊肥料	農林水産大臣の指定する米ぬか、堆肥その他の肥料	都道府県への届出	なし	なし ※堆肥、動物の排せつ物、混合特殊肥料には品質表示義務あり	都道府県

資料 農林水産省「肥料制度の解説」をもとに作成

を除く。)、動物の排せつ物等には、「主要成分の含有量等の品質表示」が義務付けられている。

(注3) 下水汚泥由来の肥料としては、コンポスト化のほかには下水汚泥からりんを回収し肥料化するものがあるが、これらの公定規格は「副産りん酸肥料」、もしくは「化成肥料」となる。

## (2) 化学肥料への傾斜を強める日本農業

肥料の分類は肥料法上の分類以外にも複数あるが、原材料の視点からは動植物質を原料とする「有機質肥料」と無機化合物を原料とする「無機質肥料」に分類できる。一般的に化学肥料として生産販売されているのはこの無機質肥料である。

日本における化学肥料の需要量（窒素、りん酸、加里の合計、純成分換算）は、00年代前半では130万成分トン前後で推移していたが、08年の肥料価格高騰の影響で大きく減少した。その後、事態の沈静化によりやや回復したものの、作付面積と単位当たりの施肥量いずれもが減少傾向にあり、足もとでは100万成分トンを大きく割り込んでいる。

化学肥料の過半は稲作を中心とした土地利用農業で使用されている。稲作における化学肥料の施肥量は、被覆肥料や側条施肥といった施肥量節減技術や、良食味志向の高まりに伴うタンパク質含有量を抑制する施肥管理の普及を背景に、85年の33.6成分kg/10aから16年の17.6成分kg/10aへと30年前と比べて半減している。

一方で、堆肥の投下量は85年には200kg/10aを超えていたが、足もとでは50kg/10aを下回り30年間で1/4に減少、減少スピードは化学肥料に比べて大きい。堆肥散布

は手間がかかり作業負担も重い。技術進歩により肥効の確実性や省力化が進んだ化学肥料への選好が強まったこともあり、日本農業は化学肥料への傾斜を強めてきた。

## (3) 肥料の流通構造

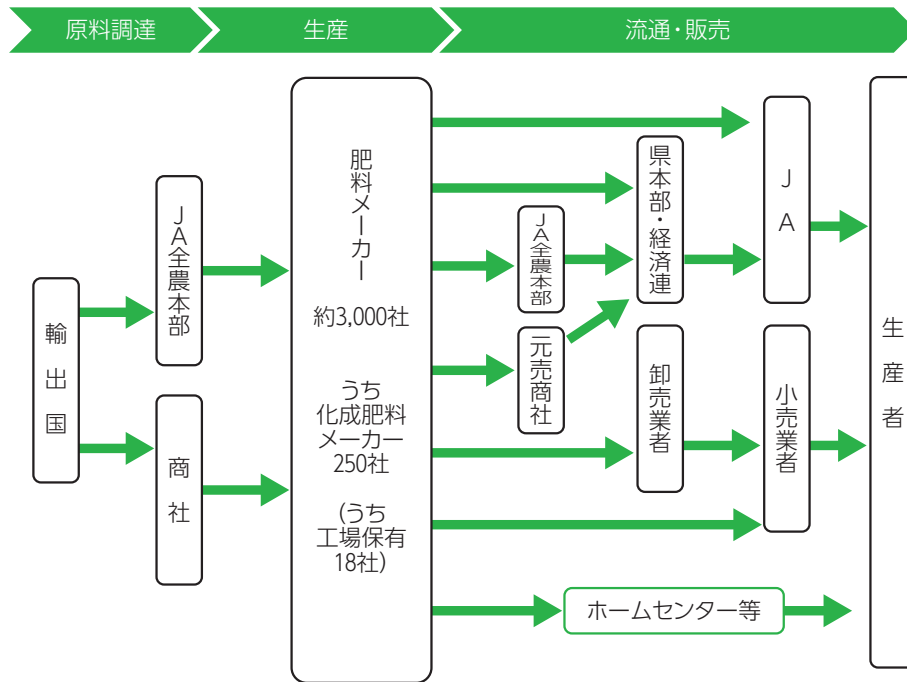
第1図は、日本の肥料、主に化学肥料の流通構造を示している。化学肥料は原料のほとんどを海外に依存しており、JA全農や商社が輸入している。これを国内の肥料メーカーが製造し、農協系統や元売商社、卸売業者、小売業者等の事業者を通じて生産者に販売され、生産者の購入先は農協系統が約3/4、ホームセンターを含む商系が約1/4となっている。

肥料メーカーは約3,000業者ほどあるが、このうち肥料原料を造粒、加工して作られる化成肥料を生産するのは250社ほどであり、なかでも自社でプラントを保有するのは18社に限られる。化成肥料の9割はこの18社で生産されており、化成肥料の生産は大手肥料メーカーに集中している（経済産業省（2016））。

## 2 肥料をめぐる長期的変遷

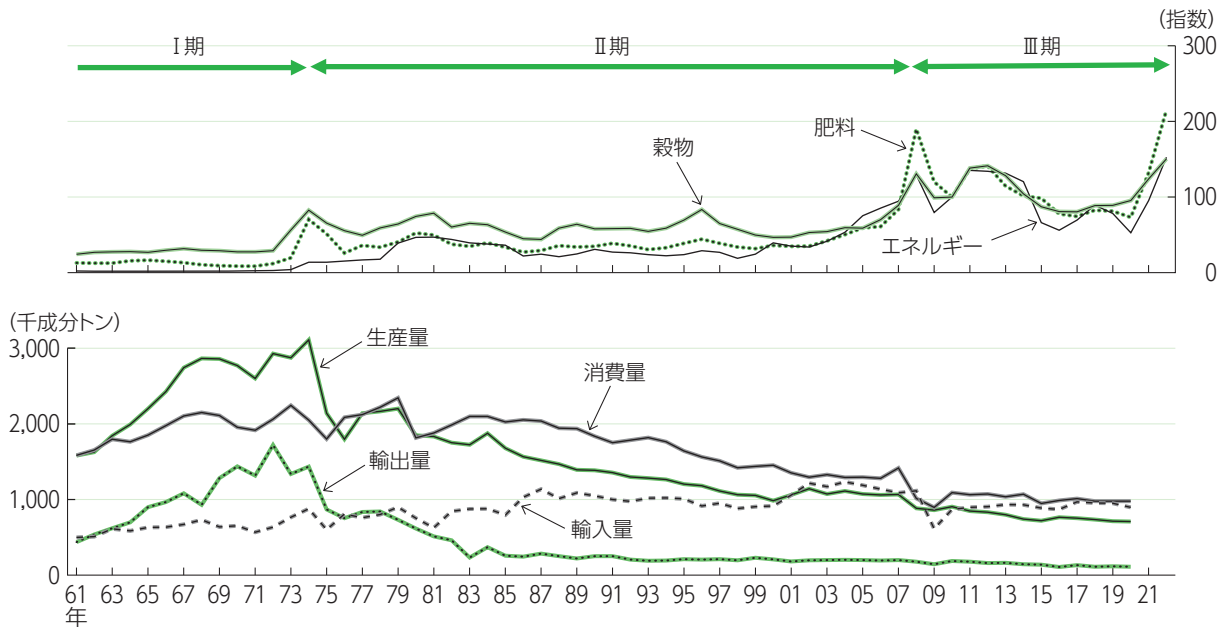
次に、戦後の日本における肥料産業の変遷を概観する。第2図は、1961年から現在までの穀物、燃料、肥料の国際価格指数と、日本の肥料の生産量、消費量、輸出量、輸入量をみたもので、大きく3つのことが読み取れる。第一に、穀物、燃料、肥料の国際価格の動きは概ね連動している。第二に、

第1図 化学肥料の流通構造



資料 農林水産省「肥料をめぐる情勢(令和5年4月)」をもとに作成

第2図 肥料・エネルギー・穀物の国際価格指数及び日本の肥料の生産量・消費量・輸出量・輸入量



資料 World Bank Commodity Price Data, FAOSTAT



国際肥料価格は74年、2008年に急騰している。そして第三に、肥料高騰を契機に、日本の肥料の生産量や消費量のトレンドが大きく変化していることである。以下では、肥料高騰年を区切りとして、21年秋からの肥料高騰前までの肥料産業の動向を3つの時期区分に分けて整理する。

### (1) I期（終戦後～1973年：戦後復興から輸出産業へ、肥料生産を拡大）

第二次世界大戦後、日本の産業復興を先導したのが化学工業である。なかでも、先駆的役割を果たしてきたのは化学肥料産業であった。戦後の食糧難のもと、食料増産に向けて、石炭・鉄鋼とともに傾斜生産方式による化学肥料部門の優先的育成が進められた。日本を代表する総合化学メーカーも、その多くが化学肥料製造をその出発点にしている。

その結果、1953年における化学工業の出荷額に占める化学肥料部門の割合は33%に及び、50年代中頃には国内肥料需要を充足、輸出産業として成長し始めた。なかでも、硫酸（硫酸アンモニウム）は鉄鋼産業と化学産業の副産物として産出量も多く、輸入原料も不要であったことから外貨獲得率の高い商品として非常に重要とされ、韓国、台湾、東南アジア諸国を中心に輸出されていた。

60年代に入ると、世界的に化学肥料需要が増加した。生産面でも、窒素肥料原料となるアンモニアの新たな生産技術が開発され、日本でも大型プラントの建設・導入が

進んだ。その結果、日本の尿素生産量は大幅に拡大し、60年の60万トンから65年には120万トンに倍増、ピークの73年には320万トンに達した。現在日本で稼働している肥料プラントの多くはこの時に建設されたものである。

一方で、国内農業は60年代後半から米過剰が生じて生産は縮小傾向にあり、国内肥料需要も減少に転じていた。そのため、尿素は輸出に大きく傾斜し、60年代後半から70年代前半にかけては生産量の6割～8割が輸出されていた。輸出先は主に中国と東南アジア諸国であったが、なかでも中国への輸出が7～8割を占めていた。

このように、窒素肥料はそれまでの硫酸からアンモニアから生成される尿素にシフトした。アンモニア原料のガス源にはナフサ、石油廃ガス、ブタン等が採用されたことで、窒素肥料産業は石油化学工業の一分野となり、アンモニア設備の多くは石油化学コンビナートの中に建設された。ナフサ等のアンモニア原料は輸入原油から生成される。そのため、日本の肥料企業は原料市場、製品市場双方で国際市場の変動の影響を大きく受けることとなった。

### (2) II期（74年～07年：内需への転向と輸入原料依存の高まり）

1970年代初頭、日本の化学肥料業界は活況に沸いていた。大型設備を導入し、原料となる石油系の炭化水素を安価に調達できれば尿素は国際競争力を獲得できると見込まれていた。また、72年は中国、インド、

インドネシア、旧ソ連、東欧諸国で異常気象による洪水や干ばつなどの災害による不作、深刻な食糧不足が発生し、食料増産のために肥料需要が急増した。一方、欧米では過剰設備の整理を進めており、国外への供給能力が減っていた。そのため、日本企業にとって有利な市場環境となり、輸出货量も急増した。肥料産業は典型的な装置産業であり、大量生産によって操業度を上げることが有効なコストダウンの方法であると考えられていた。

しかし、第一次石油危機によりナフサ価格は73年10月の8千円/klから74年3月には2万円/kl、12月には2万9千円/klに急騰し、化学肥料の製造コストに占める変動費の割合は8割を超えた。そのため、需要減少への対応として生産調整を余儀なくされ、76肥料年度のアンモニア設備の稼働率は57%、尿素は37%に低下し、主要化学肥料メーカーの肥料部門は大幅な赤字となった。

さらに、第二次石油危機による原料価格高騰は日本のコスト競争力のさらなる低下をもたらした。そこで、83年の「特定産業構造改善臨時措置法」にもとづき、内需を基盤とする産業に組み替えることを政策目標とする化学肥料の第二次構造改善計画が推進された。化学肥料メーカーも自ら事業の再編成を進め、生産拠点の統廃合等による合理化に加え、肥料部門を分社化するケースも増えた。

国内の肥料需要はさらに減少した。生産調整の強化による水稻作付面積の減少に加え、収量より食味が重視されるようになり、

特に倒伏に弱いコシヒカリの作付面積が拡大したことで単位当たりの肥料投下量も減少したためである。一方で、産地間競争の激化により、地域や品種に合わせた肥料設計が求められ、肥料銘柄数は増加した。また、作物の成長に合わせた肥効の調整が可能な被覆肥料の開発により、追肥の不要ないわゆる“一発肥料”が普及し生産量が増加するなど、より高い機能性をもつ肥料の生産へとシフトした。

### (3) Ⅲ期 (08年～21年：肥料高騰対策としての減肥の進展と中国からの輸入原料増加)

#### a 08年の肥料高騰

石油危機に端を発する肥料高騰の後、00年代前半まで肥料の国際市場はおおむね安定的に推移していた(第2図)。しかし、06年に入ると、①世界的な人口増加と②途上国を中心とした食生活の向上という構造的な需要増加要因に加え、③米国・ブラジルにおけるバイオ燃料の需要増大、④07年夏の米国における金融不安を背景とした投機資金の商品市場への流入により、穀物価格が高騰した。

穀物価格高騰は生産者の生産意欲を刺激し、肥料需要は増加した。一方、原油やナフサをはじめとした石油製品の価格上昇に加え、米国、中国といたりん鉱石の生産国が国内需要を優先し、輸出制限をかけるなど供給がタイトになったことから国際肥料価格は急騰し、過去最高水準となった。これに連動する形で、日本の国内肥料価格

も08肥料年度は前年度比60%増と過去最大の上昇幅となった。

#### **b 肥料高騰対策**

このような状況を踏まえ、08年7月に農林水産省は①作物ごとの肥料コスト低減方針の整備、マニュアル等の提示による減肥方法の明確化、②土壌分析の実施と活用、③低成分肥料の積極的導入による施肥体系の転換に向けた取組みや、地域未利用・低利用資源活用促進に向けた取組みを各都道府県が関係機関と連携して進めるよう指導通知を発出した。

また、肥料高騰の農業経営への影響を緩和するため、①化学肥料の施肥量や施設園芸用の燃油使用量を2割以上低減する農業者グループに対し、肥料費や燃料費の増加分の7割を支援する「肥料・燃油高騰対応緊急対策事業（予算額500億円）が08年度補正予算で措置された。

施肥体系の転換に向けては、①新たに開発・実用化された効率的施肥や局所施肥等に係る技術の導入、ペレット堆肥等の低利用資源の効果的活用など、肥料コストを低減する新しい施肥技術体系への転換実証の取組みの支援、②①の取組みに必要とされる広域的な土壌診断施設や流通拠点の整備、下水汚泥や家畜排せつ物等の国内の未利用・低利用資源を活用するために必要な機械・施設の整備等を支援する「施肥体系緊急転換対策（08年補正予算70億円、09年当初予算12億円）が措置された。

#### **c 土壌分析にもとづく減肥と低成分肥料の開発・普及**

このような状況のもとで、JA全農は肥料高騰対策として「施肥コスト抑制運動」を展開、全国9カ所に広域土壌分析センターを設置し、土壌分析に基づく施肥量低減を推進してきた。そのひとつとして、りん、加里成分を低減した低成分肥料「PKセーブ」を開発、上市するとともに、全国の農業試験場等と連携した低成分肥料の施用による水稻の収量や品質への影響の検証、製品の改良への反映など、低成分肥料の普及に向けた取組みを進めている。

化学肥料の国内需要量をみると、07肥料年度から08肥料年度にかけて131万7千成分トンから86万3千成分トンへと45万4千成分トン減少した。成分別では、窒素が25%減であるのに対し、りん酸は42%減、加里は38%減と減少幅が大きく、低成分肥料使用の効果が現れたものと考えられる。

一方で、国内の未利用・低利用資源の活用については、リーマンショックを契機に肥料価格が下落したこともあり、全国的に取組みが本格化するには至らなかった（注4）。

**（注4）** 大竹（2022）は当時の状況について「肉肉にも、2008年のリン危機はリーマンショックにより救われた。国や産業界が根本的な対策を取る間もなく危機は去り、やがて何事もなかったかのように忘れ去られた。」と回顧している。

#### **d 輸入肥料原料における中国の存在感の高まり**

肥料高騰は肥料原料、とりわけりん資源の調達方法を大きく変化させた。主要なり

ん資源であるりん酸アンモニウム（りん安）の調達には、粗原料のりん鉱石を輸入して日本で加工する方法と、加工済みのりん安を輸入する方法がある。りん鉱石の輸入量は2000年には約90万トンであったが、09年には48万トンとなり、その後も減少傾向が続いて22年には15万トン程度となっている。

一方で、りん安の輸入量は08年の肥料高騰時に落ち込んだものの、足もとでも50万トン前後で推移している（第3図）。

国別輸入量をみると、06年までは米国が8割を占めていた。しかし、その後米国のシェアが低下する一方中国からの輸入が増加しており、19年から21年にかけては9割近くを中国が占めている。

肥料原料は調達先の選択肢が限られており、かつ安定的な確保が重要となることから、輸入元の決定には価格やコストのみならず日本との友好関係や日本企業の関与度などが影響する。しかし、経済のグローバル化が進むなかで、肥料原料の調達においてもコストをより重視する傾向が強まってきたとみられる。中国は日本に比べ生産コストが低いうえ、地理的距離が近いため在

庫コストや海運コストも抑えられる。そのため、平時であればトータルコストで他国よりも有利な条件となることが、中国のシェアを高めたひとつの要因と考えられる。

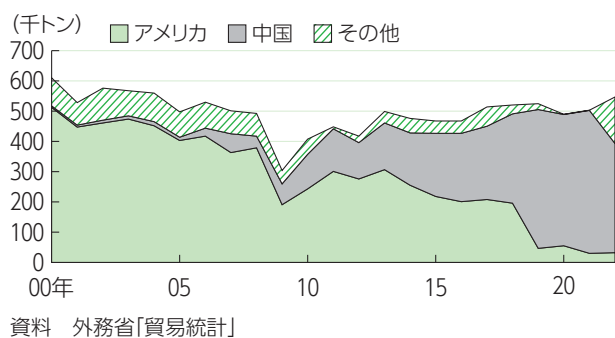
なお、第二次安倍政権のもとでの農協改革では、農家所得向上に資する生産コストの引下げ、端的に言えば、より安く組合員に農業資材を提供することが基本的な目標とされ、JA全農の肥料購買事業においては、銘柄集約や新たな共同購入により価格引下げが図られた。しかし、そもそも肥料自体の価格引下げを図るには原材料コストの削減が不可欠となる。農協改革は肥料原料の調達行動にも影響していると考えられる。

#### e 業界再編の動き

この間の化学肥料の生産体制の変化としては、業界全体での事業再編の動きが進んだことがあげられる。これまでの化学肥料メーカー再編の動きは、個別企業内での肥料事業の分社化や製販統合が中心であった。しかし、肥料高騰以後は、企業間の合併や退出を伴う業界再編が加速した。

まず、2007年に日産アグリ（株）と三井東圧肥料（株）が事業統合してサンアグロ（株）が設立され、08年には三菱商事グループの肥料会社5社が統合し、エムシー・ファーターイコム（株）が設立された。09年にはチッソ旭肥料（株）が三菱化学アグリ（株）と合併しジェイカムアグリ（株）が発足、さらに15年には、片倉チッカリンとコープケミカルが合併し、業界最大手となる片倉コープアグリが誕生している。

第3図 りん酸アンモニウムの国別輸入量





## f 産業副産物の活用に向けた肥料関連 制度の見直し・新設

また、肥料高騰をきっかけに肥料費低減の手段として畜産堆肥や食品工業汚泥等の多様な産業副産物の肥料活用への注目が高まった。それに加え、堆肥をはじめとする有機物の投入減などを背景とした農地の地力低下や土壌劣化に対する懸念の高まり、堆肥と化学肥料を混合した「混合堆肥複合肥料」の利用が拡大する動きもあり、産業副産物の肥料活用に資する制度の見直しや新たな政策の導入がなされている。

### (a) 堆肥の活用に向けた肥料制度の見直し

19年の法改正前の肥料取締法では、化学肥料（普通肥料）と堆肥（特殊肥料）を混合した製品の生産・販売は認められていなかった。そのため、農業者は化学肥料と堆肥を別々に散布しなければならず作業負担がかさむことが堆肥活用の進まない要因の一つとされていた。そこで、12年には肥料取締法施行規則等の改正により「混合堆肥複合肥料」の公定規格が新設され、肥料原料の一部として家畜ふん堆肥を用いることができるようになった。

また、20年12月からは法改正により新たな肥料の配合ルールとして指定混合肥料が創設され、化成肥料などの普通肥料と、家畜ふん堆肥や食品残さ由来堆肥などの特殊肥料や土壌改良資材を配合した肥料の生産・販売が可能になった（注5）。

**(注5)** 指定混合肥料の導入とともに、肥料に使える原料に関する規格の設定や生産業者等への原

料帳簿の備え付けを義務付ける「原料管理制度」の導入により、混合された肥料の品質が担保されるよう産業副産物由来の肥料の品質管理の高度化を図っている。

### (b) みどりの食料システム戦略

また、2021年5月に公表された「みどりの食料システム戦略」では、持続可能な食料システムの構築に向け、国内の未利用有機系資源の活用、肥料の効率利用等により、海外資源や化石燃料に依存する化学肥料の使用量を50年までに3割低減することとされ、中間目標として30年までに化学肥料の使用量2割削減が設定されている。

## 3 21年秋からの肥料高騰

ここからは、21年秋以降の肥料をめぐる動向を整理する。

### (1) 肥料をめぐる動き

#### a 肥料の国際情勢

世界の肥料消費量は、人口増加に伴う穀物増産等によって増加傾向にある。International Fertilizer Association (IFA)によれば、世界の肥料消費量（純成分ベース：窒素、りん酸、加里の合計）は1980年に1億1,600万成分トンであったが、2019年の1億9,000万成分トンへと約40年で1.6倍に増加している。特に、新興国での増大が著しい。国別シェアをみると、80年ではアメリカ（18%）、旧ソ連（16%）、中国（13%）、フランス（5%）となっていたが、19年では中国（24%）、インド（15%）、アメリカ

(11%)、ブラジル(9%)となっている。日本は80年の186万成分トンから19年の95万成分トンに減少し、世界全体に占めるシェアは1.6%(80年)から0.6%(19年)に低下している。

肥料の生産量・輸出量をみると、中国は窒素肥料、りん酸肥料でトップであり、世界シェアの2割を占める(第2表)。加里肥料はカナダが最も多くシェアは2割を超えるが、ロシアとベラルーシを合わせると両国で世界シェアの1/3を占める。また、輸出では3成分合計でロシアが世界一の輸出国となっており、中国はりん酸肥料の輸出量の2割近くを占めている。加里肥料はカナダが4割近いシェアをもち、ロシア、ベラルーシの3国で8割近くを占めている。

肥料の国際価格は10年代半ば以降概ね安定的に推移していた。また、新型コロナウイルスの感染拡大が始まった当初の20年前半では、ロックダウンによるエネルギー価格の下落により、製造に大量のエネルギーを使う肥料の生産コストの低下や、経済・社会の混

乱による国際肥料貿易の縮小等から、肥料とりわけ尿素やりん安の価格は下落していた(前掲第2図)。

しかし、パンデミックの長期化を受け、世界各国が食糧の安全保障をより重視するようになると、世界的に穀物増産に向けた耕作面積の拡大や面積当たり施肥量増加の動きが強まった(第4図)。肥料需要の増加は国際相場を押し上げ、肥料価格は21年に入り上昇した。

また、中国は世界最大の尿素肥料とりん安の生産国であるが、自国の食料生産に必要な肥料を確保するため、21年10月から肥料の「法定検査」を実施している(注6)。実質的な輸出制限により11月以降中国からの輸出が激減したことで国際価格は暴騰し、22年3月の尿素価格は過去最高に達した。

さらに、22年2月のウクライナ侵攻に対するロシアへの経済制裁により、主要な加里肥料の生産国であるロシアとベラルーシからの輸出が一部ストップした。現在は、人道上重要な物資として一部の国への輸出

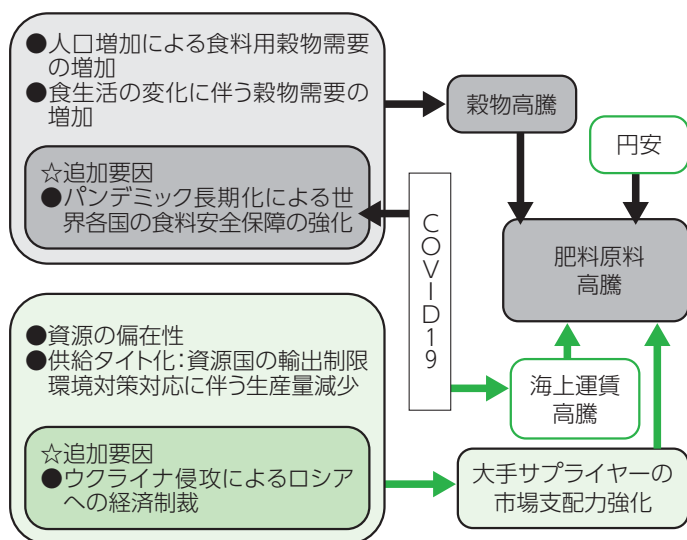
第2表 国別にみた肥料の生産量・輸出量(2020年:上位5位)

(単位 千成分トン)

	3成分合計		窒素肥料		りん酸肥料		カリ肥料	
生産量	中国	51,325	中国	31,942	中国	13,238	カナダ	12,179
	ロシア	24,913	インド	13,745	インド	4,737	ロシア	9,477
	インド	18,482	米国	13,262	米国	4,600	ベラルーシ	7,562
	米国	18,232	ロシア	11,190	ロシア	4,247	中国	6,146
	カナダ	15,147	エジプト	4,500	モロッコ	3,715	ドイツ	2,530
輸出量	ロシア	16,606	ロシア	7,021	モロッコ	4,929	カナダ	12,782
	カナダ	13,515	中国	6,441	中国	4,920	ロシア	6,569
	中国	11,913	サウジアラビア	2,650	ロシア	3,016	ベラルーシ	5,163
	モロッコ	6,656	カタール	2,332	米国	2,123	ドイツ	2,267
	ベラルーシ	5,874	オランダ	2,008	サウジアラビア	1,940	イスラエル	2,168

資料 FAOSTAT

第4図 肥料原料の輸入価格高騰の要因(2022年)



資料 農林水産省「肥料をめぐる情勢」を参考に筆者作成

は再開されたが国際市場の品薄感は強く、塩化加里の価格は22年3月に大幅に上昇した後高止まりの状態が続いた。

その後、国際市場ではインドの肥料生産量拡大に伴う需要減や、中国の輸出規制緩和による供給量の増加等により、22年夏をピークに肥料価格は下落に転じ、価格急騰以前よりは高い水準であるものの落ち着きを取り戻しつつある。しかし、ロシアのウク

ライナ侵攻から1年以上が経過した今も戦争の終結は見通せないなど政情不安は続いており、今後の動静は予断を許さない。

(注6) WTOルール上、特別輸出関税の徴収等による輸出制限は困難である。そのため、法定検査を導入し、厳格化した検査を実施してそれをクリアしなければ輸出できない形とすることで実質的な輸出制限をしている。

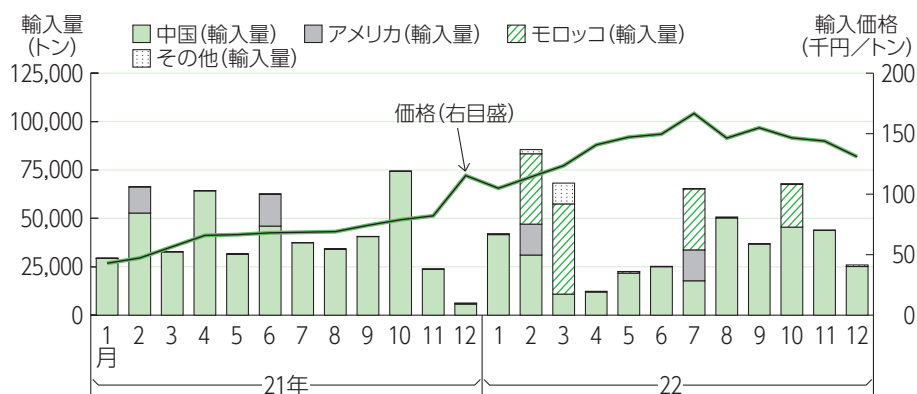
### b 国内肥料価格の高騰と農業経営への影響

先に見たとおり、近年日本の肥料原料の調達では中国が大きなウェ

イトを占めており、2020年には尿素の35%、りん安の9割を中国から輸入していた。そのため、中国の実質的な肥料の輸出制限の実施により、日本の原料調達方法も大きな変更を余儀なくされている。

りん安は21年11月、12月に中国からの輸入量が大幅に減少する一方、22年に入るとアフリカ北部のモロッコからの輸入が開始された(第5図)。JA全農と商社が協調し

第5図 リン酸アンモニウムの国別輸入量と輸入価格



資料 外務省「貿易統計」  
(注) 輸入価格は各月の総輸入額を総輸入量で除して算出。

て資源国から買入れを行うことや、輸出元の多元化といった安定調達の実施を進めたことで、必要量は確保されているとみられる。

ただし、輸入価格は国際価格に連動して大きく上昇している。日米の金利差の拡大を背景とした急激な円安の影響もあり、22年の平均輸入価格は、20年比で尿素や塩化加里は3倍、りん安は3.4倍となった。さらに、燃料費の増加やコロナの影響等による海上運賃の高止まり、遠方からの輸送による物流費の増加など、肥料の製造と流通にかかる全ての要素がコストアップしている。その結果、JA全農が公表した22肥料年度春肥（22年11月～23年5月）における高度化成肥料の価格水準は、前年度から約7割上昇している。

近年、稲作経営は米価低迷で収支が悪化している。そのため、肥料をはじめとする

資材高騰は、米価下落により経営体力が弱まっている稲作経営へのさらなる追い打ちとなることが懸念される。農林水産省「農業経営統計調査（営農類型別統計：水田作経営の個人経営体の平均値）」にもとづいて23年における肥料高騰の経営収支への影響を推計すると、肥料費の増加に対して何も支援策が講じられなければ、農業所得は赤字に転じる。また、日本政策金融公庫「農業経営動向分析結果」データにもとづく推計では法人経営の収支も赤字に転じるという結果となった（注7）。

（注7）詳細は（株）農林中金総合研究所（2022）を参照。

### c 肥料サプライチェーンの脆弱性の高まり

日本の肥料サプライチェーンがもつ脆弱性も高まっている。第3表は日本の肥料需給に関連するデータを示したものである。

第3表 肥料に関連する指標の変化

	第I期① (1960)	第I期② (1970)	第II期 (2000)	第III期 (2010)	現在 (2020)
世界人口(百万人)	3,019	3,695	6,149	6,986	7,841
日本人口(百万人)	94	105	127	128	126
世界のGDPに占める日本の割合(%)	—	—	14.6	8.5	5.0
世界の肥料生産量(千トン)	33,904	75,404	171,698	241,656	264,361
日本の肥料生産量(千トン)	1,582	2,770	985	906	709
日本の肥料生産量の世界シェア(%)	4.7	3.7	0.6	0.4	0.3
世界の肥料消費量(千トン)	31,696	73,320	169,138	225,616	246,367
日本の肥料消費量(千トン)	1,584	1,955	1,452	1,092	978
日本の肥料消費量の世界シェア(%)	5.0	2.7	0.9	0.5	0.4
農業経営体数(千ha)	6,057	5,402	2,971	1,613	1,076
耕地面積(千ha)	6,071	5,796	4,830	4,593	4,372
10ha以上の農業経営体の 経営耕地面積シェア(%)	—	—	26	42	55

資料 総務省「世界の統計2023」、農林水産省「農林業センサス」、FAOSTAT



まず、世界人口の増加に伴い、世界の肥料需要は増加している。一方で、世界のGDPに占める日本の割合は、2000年の14.6%から10年には8.5%、20年は5.0%に低下、今後ともさらに低下すると見込まれ、肥料においても日本の購買力低下が懸念される。

また、米中対立や戦争など国際情勢が大きく変化するなかで、グローバルなサプライチェーンの途絶リスクが高まっており、輸入肥料原料では供給途絶リスクがすでに顕在化している。さらに前掲第2図をみると、肥料価格は穀物価格やエネルギー価格に比べて高騰時の価格変動幅が大きい。22年は08年に比べても価格上昇率が高く、価格変動リスクも強まっている。

このように、日本の肥料サプライチェーンの脆弱性は高まっており、この趨勢が続けば状況はさらに悪化することが懸念される。

## (2) 22年度に講じられた主な対策とその特徴

このような情勢の変化をうけて、22年度

においては肥料の安定供給に向けたさまざまな対策が講じられてきた（第4表）。

### a 主な対策

#### (a) 輸入肥料原料の確保

まず、当面の化学肥料原料確保に向けた緊急的な対応として、22年4月に予備費を活用し、JA全農や商社等の輸入業者がりん安や塩化加里などの調達を代替国に切り替える際に生じるかかり増し経費等を支援する「化学肥料原料調達支援緊急事業（予算額100億円）」を措置した。また、5月～7月にかけては、農水副大臣や政務官がモロッコ、カナダ、マレーシアに訪問し、政府等に対して安定供給の要請等外交対応を行っている。

#### (b) 肥料高騰による農業経営への影響緩和対策

22年7月には、肥料価格の高騰による農業経営への影響緩和のため、22年6月から23年5月に購入した肥料を対象に、化学肥

第4表 22年度に講じられた肥料に関する主な対策

	対策の概要		具体的な対応
	平時	国内資源活用	堆肥や下水など肥料成分を含有する国内資源の利用拡大・広域流通(化学肥料との混合を含む)
安定輸入調達		資源外交をはじめとする調達国の多角化対応	・原料供給国への訪問等を通じた安定供給の働きかけ
		原料備蓄制度	・経済安全保障推進法における肥料原料備蓄制度の創設 ・基金の創設・管理
急騰時	価格急騰	調達困難時の備蓄放出 肥料価格高騰による農業経営への影響緩和	・肥料価格高騰対策事業

資料 農林水産省「肥料をめぐる情勢(令和5年4月)」をもとに作成

料の使用量低減に向けた取組を行う農業者に対し肥料コスト上昇分の7割を支援する「肥料価格高騰対策（778億円）」が措置された。

### (c) 肥料原料の備蓄制度の創設

また、22年12月に肥料が経済安全保障推進法に基づく特定重要物資に指定され、新たに肥料原料の備蓄制度が創設されることとなった（注8）。化学肥料原料の需給ひっ迫が発生した際に、代替国からの調達に要する期間も国内製造を継続できるだけの備蓄量を国内に確保するもので、具体的には、りん安と塩化加里について、年間需要量の3か月分相当の備蓄を行う体制を構築することを目指している（注9）。

肥料原料の備蓄に関する供給確保計画について農林水産大臣の認定を受けた肥料関係事業者等は、肥料原料の備蓄に要する費用（保管料や保管施設の整備に係る費用）に対する助成を受けることができる。また、支援業務にかかる費用に充てるため、「肥料原料備蓄対策事業（22年度補正予算（160億円））を活用して基金を造成する。

（注8）経済安全保障推進法の概要については、小針（2023）を参照のこと。

（注9）年間需要量の3か月分は、りん安の代替国からの調達に要する期間が3か月程度であることを踏まえて設定されている。

### (d) 国内肥料資源の利用拡大に関する数値

#### 目標の設定

22年9月に開催された岸田総理を本部長とする第1回食料安定供給・農林水産業基盤強化本部（地域の活力創造本部を改組、

以下「基盤強化本部」）では、「新しい資本主義の下での農林水産政策の新たな展開」が示され、「下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大」が「農林水産業のグリーン化」の項目のひとつとされた。併せて同日の岸田総理の発言として、農林水産省が中心となって国土交通省等と連携し、下水汚泥・堆肥等の未利用資源の利用拡大によるグリーン化の推進、肥料の国産化・安定供給に向けて、23年に結果を出せるよう緊急パッケージを策定することが指示された。

これを受けて、22年11月の第2回基盤強化本部で決定された「食料品等の物価高騰対応のための緊急パッケージ」には、「堆肥や下水汚泥資源等の肥料利用拡大を図るため、畜産農家、肥料メーカー、耕種農家等の連携や施設整備等への新たな支援策の創設」が盛り込まれており、22年度第二次補正予算で畜産農家等の原料供給事業者・肥料メーカー・耕種農家等の連携や施設整備等の支援を行う「国内肥料資源利用拡大対策」（99.98億円）事業等が措置された。

また、22年12月27日の第3回基盤強化本部において「食料安全保障強化政策大綱」が決定され、「2030年までに、堆肥・下水汚泥資源の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大」することが目標として設定された。

### (e) 下水汚泥の肥料活用

岸田総理の指示を受け、下水汚泥の活用に向けて下水道分野と農業分野の官民連携

を強化するため、22年10月から農林水産省、国土交通省のほか地方自治体や農業団体、肥料メーカー等関係機関で構成される「下水汚泥資源の肥料利用の拡大に向けた官民検討会」において普及拡大に向けた推進策が協議され、23年1月に論点整理が公表された（注10）。

この論点整理には、消費者の理解促進を図りながら、地方自治体や農業者も含めた関係者が連携し、主体的に肥料利用の拡大に取り組むことの重要性が明記されている。国の役割としては、現場での実践に対する支援のほか、りん回収にかかる採算性向上技術の開発などがあげられている。また、地方自治体には安全・安心な汚泥資源の供給に向けた適切な重金属モニタリング、成分分析の実施や定期的な検査状況等の情報公開による下水汚泥資源の透明性の向上を求めている。

さらに、下水汚泥由来の肥料の安全性と品質の担保・向上を図るため、肥料成分の保証を可能とする新たな公定規格の設定が提起され、食料安全保障強化政策大綱の主要施策にも位置付けられている。

これらを受けて、23年2月の第184回食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会において、従来の公定規格「汚泥肥料」の要件に加え、①含有すべき主成分としてりん酸の最小量、②登録時に農林水産大臣による事前確認を受けた品質管理計画にもとづき、主成分や有害成分に関する分析を年間4回以上行うなど適切な品質管理がなされていることを要件とした新たな公定規格「菌体

りん酸肥料」について審議された。今後、正式に承認されるには本委員会での審議等を経る必要がある。

（注10）下水汚泥の肥料利用は、15年の下水道法改正によって努力義務とされている。しかし、法改正後も下水汚泥の肥料利用は増加しておらず利用率は1割程度で畜産ふん尿等に比べて低いことが課題のひとつとされていた。

## b 22年度施策の特徴

このように、22年度で講じられた施策は08年肥料高騰での施策や経験をベースにしつつ、その当時には手が届いていなかった輸入原料の安定調達にも踏み込んだ施策となっている（注11）。農林水産省は「肥料をめぐる情勢（令和5年4月）」において、これらの施策を体系立て「肥料総合パッケージ」として整理しており、肥料の安定供給のために必要な制度枠組みが今回の一連の対応を通じて整備されたといえよう。

もうひとつの大きな特徴として、特定重要物資として肥料が指定されたことや、肥料の国産化に向けた総理指示にみられるように、肥料の安定供給に向けた施策が農林水産省施策の枠組みを超え、政府レベルで展開されていることがあげられる。今後のさらなる展開に向けては関係する他省庁との連携がより重要となる。また、食料安全保障強化を国民的課題として解決していくうえでも、肥料が国の経済政策の重要施策に位置付けられることの意義は大きいと考えられる。

（注11）例えば08年の肥料高騰の際にも海外の肥料原料の安定確保の重要性は認識され、肥料原料の備蓄についても検討項目となった。しかし、農林水産省が10年2月に示した「肥料原料の安定

確保に関する論点整理」では、肥料はその単価に比して多大な保管コストを要し逆に原料価格上昇の原因となりかねないとして備蓄制度の仕組みをもつ必然性は低いと整理された。

### (3) 現場での取組み

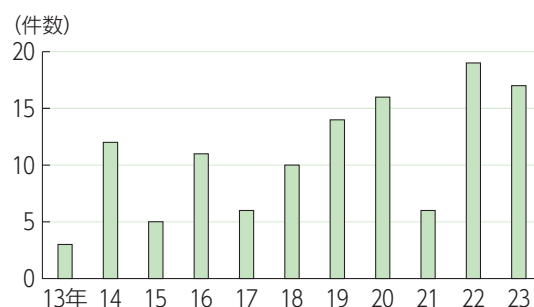
肥料高騰をきっかけに、現場でも国内資源を活用した肥料に対する関心が高まっており、既存の取組みを強化したり、新たな取組みに着手する動きが増えている。

まず、肥効成分が比較的高い鶏ふん堆肥は化学肥料と代替しやすいこともあり、利用が広まっているとみられる。鶏ふん堆肥は水分や肥効成分などの要件を満たせば「加工家きんふん肥料」として普通肥料として販売することも可能であり、特にペレット化され作業性のよい肥料は、肥料高騰前から散布機械を持つ大規模経営体を中心に利用を拡大する動きがみられていた。

今般の肥料高騰を受けて、より面的な利用拡大を図るため、行政やJAが大学等の研究機関等と連携して地域特性に応じた施肥設計の確立に向けた実証事業に取り組む地域も増えている。また、鶏ふん堆肥を生産・販売する養鶏業者が運搬と合わせて散布代行を行うなど、耕種農家の作業負担を軽減することで利用者の拡大につなげる取組みもある。

堆肥を原料とした肥料を肥料メーカーと共同開発するケースも増えている。混合堆肥複合肥料の新規登録件数は、22年に19件とこれまでで最も多く、23年は3月末時点で17件となっており、肥料高騰以降大幅に件数が増加した（第6図）。

第6図 混合堆肥複合肥料の新規登録数



資料 「肥料銘柄検索システムデータ」をもとに作成  
(注) 23年は3月末までの登録数。

例えば、JA全農いばらきは、肥料のラインナップで混合堆肥複合肥料の取扱い銘柄を増加した。合わせて、農家、農協、普及センターと連携し、混合堆肥複合肥料の施用と慣行栽培との比較試験による有効性の検証も行っている。また、新たに県内豚ふん堆肥を原料とした県オリジナル混合堆肥複合肥料を新たな循環型肥料として肥料メーカーと共同開発し、販売を開始した。

下水汚泥のりん回収設備をもつ地域では、自治体、農協（連合会）、肥料メーカーが連携し、再生りんを活用した肥料の活用に向けた取組みを強化している。福岡県では、福岡市の下水処理場から回収される再生りと県内で発生する畜産ふん尿堆肥を原料の一部に使用した指定混合肥料「e・green」を開発、販売している。

## おわりに

日本国内における肥料として活用可能な資源賦存量を考えると、肥料原料の全量を自給することは現実的ではなく、安定的な輸入原料の調達是不可欠である。一方で、



日本における畜産ふん尿や下水汚泥等の国内資源から回収可能なりんの量は19万成分トンから33万成分トンという推計もある（三島（2020））。肥料原料の供給途絶や価格高騰リスクの高まりを踏まえると、輸入原料由来の化学肥料の使用量減少と国内資源由来肥料への切替えにより、できるだけ輸入依存を減らす努力をしていく必要がある。

化学肥料は肥料工場における生産管理のもとで製品の均一性が高く、作業性もよい。また、肥料登録制度のもとで製品中の有害物質の管理がなされ、成分も保証されていることが利用者の使いやすさにもつながっている。

一方で、畜産糞尿や下水汚泥等の産業副産物由来の肥料は、①原料の出所により利用可能な成分や含有する可能性のある有害成分がそれぞれ異なり化学肥料に比べて品質が安定しにくいこと、②散布作業の負担が大きいことなどが現場における利用拡大を妨げる要因となっている。

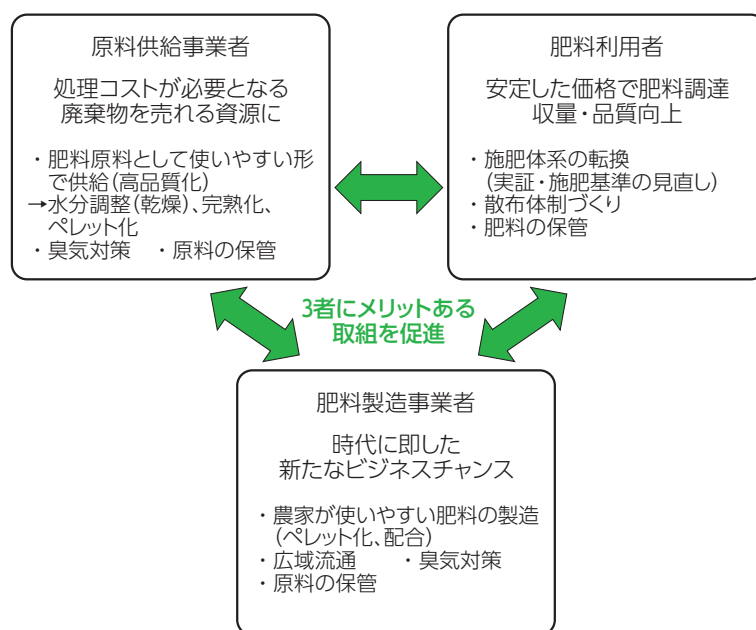
①については、原料供給者は製造業者が加工しやすい形で肥料原料を供給し、それをもとに製造業者が利用者に使いやすく、一定の品質が担保された肥料を製造することで利用量の拡大を図っていくことが重要となる（第7図）。

②については、近年急速に進む担い手農業者への農地集積や技術革新がその前提を変

えつつあると考えられる。10ha以上の農業経営体の経営耕地面積シェアは2020年には5割を超え、100haを超える大規模経営も珍しくない（前掲第3表）。これらの経営ではリスク分散のために多様な栽培技術の獲得を模索している経営体も多い。一定の経営面積があれば、その一部での新たな資材の試験栽培などにも取り組みやすくなり、経営面積が大きく稼働率が高いほど散布機械の取得コストのハードルも下がる。

例えば、茨城県の大規模稲作法人は08年の肥料高騰をきっかけに、春に散布する基肥を化成肥料から鶏糞肥料に切り替えた。その際、大量散布を前提として大型ブロードキャスターとフレコンハンガーを導入することで、化成肥料では2人必要とされた施肥作業を1人でこなせる新たな作業体系を作り出した。

第7図 国内資源の肥料利用の拡大に向けた基本的考え方



出典 農林水産省「国内資源の肥料利用の拡大に向けて」

また、大規模経営では経営管理の一環として圃場ごとにデータ管理しており、圃場マップなども活用しながらデータにもとづくPDCAを実践する経営体も増えている。このように、現場から国内資源の利用拡大に資するイノベーションを生み出す素地は広がりつつあると考えられる。これら先進的経営体の圃場をフィールドとした、研究機関等との連携による新技術の開発や新たな栽培体系の整備も、より重要となるであろう（注12）。

先にみたように、肥料制度の見直しやみどりの食料システム戦略の推進など、制度的には国内資源を利用しやすくする環境整備が進められている。しかし、現場では、国内資源の利用拡大の必要性は理解するものの、いざ実践しようとする現場で調整すべき課題も多く実現には至らないという悩みの声も聞かれる。22年度補正予算で措置された「国内肥料資源利用拡大対策」は、原料供給者・肥料製造者・肥料利用者が連携した取組みに対し、案件作成から肥料の散布までの各プロセスの課題解決を支援する仕組みとなっている。

これらの施策等も活用しながら、各地域の関係者が連携して主体的に国内資源の利用拡大の取組みを進め定着を図ることで、日本に適した肥料サプライチェーンの構築につなげていくことが重要であろう。

（注12）例えば、小林（2021）は地域資源活用型肥料とスマート技術を融合した新たな施肥マネジメントシステムを提案している。

#### <参考文献>

- ・浅野智孝（2023）「肥料制度見直しによる堆肥等の国内資源の粒状加工による利用拡大」『肥料化学』44（0）、21～56頁
- ・大竹久夫（2022）「繰り返されるリン危機」『一般社団法人リン循環産業振興機構 2021年度第8回セミナー要旨』
- ・大東英祐（2014）『化学工業Ⅰ 化学肥料（産業経営史シリーズ4）』日本経営史研究所
- ・加藤雅彦ほか（2015）「混合堆肥複合肥料の開発とこれから」『日本土壌肥料科学雑誌』Vol. 88、No. 3、272～276頁
- ・経済産業省（2016）「生産資材（肥料・農機）の現状について」
- ・小林新（2018）「肥料技術の現在・過去・未来（2）——我が国の窒素質肥料の歴史、様々な視点から見た肥料、そして未来を考える——」『日本土壌肥料科学雑誌』Vol. 89、No. 2、181～190頁
- ・小林新（2021）「『廃棄物の肥料利用』今後の肥料の将来予測」『廃棄物資源循環学会誌』Vol. 32、No. 6、453～463頁
- ・小針美和（2022）「肥料価格高騰と国内農業の課題——稲作経営を中心に——」『肥料時報』484号、4～10頁
- ・小針美和（2023）「経済安全保障推進法にもとづく肥料の特定重要物資への指定」『農中総研情報』3月号
- ・ジェイカムアグリ株式会社（2016）「産業競争力会議実行実現点検会合（テーマ：農業）規制改革会議農業ワーキング・グループ合同会議資料（2016年3月30日）」
- ・全国農業協同組合連合会（2016）「産業競争力会議実行実現点検会合（テーマ：農業）規制改革会議農業ワーキング・グループ合同会議資料（2016年3月30日）」
- ・綱島不二雄（2004）『戦後化学肥料産業の展開と日本農業』農山漁村文化協会
- ・農林水産省（2023）「肥料をめぐる情勢（令和5年4月）」
- ・農林中金総研（2022）「農中総研フォーラム資料『世界と日本の食料安全保障を考える～ウクライナ危機長期化を受けて～』」<https://www.nochuri.co.jp/genba/pdf/otr20220725.pdf>
- ・野島夕紀（2021）「肥料取締法の改正概要と木質バイオマス燃焼灰の肥料利用について」『日本エネルギー学会機関誌』Vol. 100、No. 1、74～80頁
- ・三島慎一郎（2020）「日本における未利用資源からのリンの再生利用」『農研機構研究報告』Vol. 4、1～9頁

（こばり みわ）



両角和夫 著

『合併からネットワークへ  
—「農協改革」の課題—』

本書は、農業、農村、農協を巡る様々な問題について、独自の視点から、かつ実態調査を踏まえた研究を重ねてきた筆者が、三輪昌男の提起した「ネットワーク型農協」（農協が法人格はそのままとネットワークを形成して機能を合併する、新たな形態の農協）論を踏まえて、農協の組織、事業体制のあり方を正面から検討した力作である。

各章で関連する事項が丁寧に検討される。

第1章「農協をめぐる問題と対応の課題」では、新たな農業問題として、①食料自給率の大幅低下、②農業、農村の担い手不足、③中山間農業地帯の衰退、④農業、農村の多面的機能の低下をあげ、これらに対して、農協が取り組むべき課題を整理している。

第2章「農協の組織、事業体制と地域の持続的発展への貢献」は、アンケートにより、総じて農協は地域活性化に積極的でなく、専門部署が確立していない現体制では地域活性化への取組みは難しいことを示す。

第3章「『農協改革』をめぐる政府と農協系統組織」では、2000年代初めと今回の農協改革を分析し、今回は農業問題に対処するための組織・事業体制の見直しが検討されたが、今回は農業の成長産業化の促進を目的とし、農協系統による「創造的自己改革」も地域農業の維持・存続のための体制見直しについては明確ではないとする。

第4章「農協合併の推進と1県1農協のゆくえ」では、経営悪化の下、農協合併が

推進されてきたが、1県1農協でも経営の安定、発展が難しいこと、地域の主体性の維持、地域農業・社会に寄与する体制構築などに課題が残るとする。

第5章から第7章では、三輪の「ネットワーク型農協」論を検討し、スペインのモンドラゴン協同組合を紹介したうえで、わが国の参考事例として熊本経済連による農産物販売ネットワークとそれを運営する青果物コントロールセンター、および北海道のオホーツク農協連合会を分析する。

これらを踏まえ、著者は、農協が地域の農業、社会の問題に対処するには、地域の実態を把握し、組合員の総意をくみ取って運営に活かすことが重要で、そのために多くの組合員が組合運営に参加し、かつスケールメリットにより効率性を高めうるネットワーク農協が力を発揮するとした。地域ごとに様々な機能合併、ネットワーク型農協のあり方が模索されてよいという。

農協を巡る状況は厳しく、効率性の追求は避けられないが、積み重なる組合員と地域の課題に十分に答えることが今、農協には期待されている。この2つの条件を満たす解の一つが、分権を維持できる機能合併、ネットワーク型農協である。

ネットワーク型農協には大幅な組織・事業の変革が必要というイメージを勝手に抱いていたが、実態に応じた多様な機能合併ならば、比較的事例の多い近隣農協との施設の共同運営なども含まれるかもしれない。

課題解決に向けて検討されている農協関係者に、本書を読んでいただきたいと思う。

—農林統計出版 2022年12月

定価2,800円（税別）248頁—

(特別理事研究員

齊藤由理子・さいとう ゆりこ)

## 我が家の雑煮に込められた思い

いま、食料安全保障の議論や食料・農業・農村基本方針の見直しの検討が進められています。

これらの動向を追っていて、ふと、我が家に伝わる「雑煮」を思い浮かべたのです。

我が家は明治時代に徳島県から、北海道の中央部に位置する現在の上川郡当麻町に移り住み、そこで農業を営んできました。

私はその農家の四代目として生まれたのですが、曾祖父・祖父・父と継がれてきた家業としての農業は残念ながら私の代で途切れることとなりました。

しかし、曾祖父から始まった北海道での農業への思いは、農業を営まなくなった私にしっかりと引き継がれています。

それがお正月の食卓に上る我が家の雑煮なのです。

雑煮は日本各地で違いがあり、丸餅や角餅、味噌仕立てや醤油仕立て、添えられる具材など地域の伝統が今でも引き継がれています。

日本各地で雑煮の伝統が引き継がれているのには、その地域の気候風土や産物、そしてそこに住む方々の思いや願いが込められているからではないでしょうか。

ちなみに徳島から移住した我が家は丸餅を使い、醤油仕立てになっていて、具材は鶏肉・かまぼこ・人参・大根・ごぼう・レンコン・こんにゃく・シイタケ・みつばなどが入り、お餅すら見えないほどのとても具たくさんな雑煮です。

年暮れには自宅で餅をつき、正月三が日の朝はこの具たくさんな雑煮を食べるのが我が家のお正月。

北海道への移住当時のコメをはじめとした農作物は、北海道の厳しい寒さに耐える品種改良も十分ではなく、さらに農業技術もまだまだ稚拙な時代であったために、毎年のように冷害に見舞われ満足のいく収穫が出来なかったと聞いています。

今では当たり前となっているお正月のおせち料理ですが、昔は雑煮だけでおせち料理などというものが我が家の食卓には上らなかったとも。

祖父に教えられたことですが、我が家にとってのお正月は新たな年を迎えるにあたり、前年の収穫に感謝し新たな年の豊穡を願う時であり、具たくさんな雑煮を食べるのは冷害に見舞われることなく「食べ物に困ることのないよう」に願うためだったそうです。



品種改良と農業技術の発達のおかげで、北海道においてもいまや冷害に見舞われて十分な収穫ができないなどということはほとんどなくなりました。

また輸入により様々な食料が世界各地から調達でき、飽食ともいわれています。

しかし、食料安全保障という観点で見ればどうでしょうか。

日本の人口と農地利用状況と面積では、生産技術が飛躍的に進歩したとしても、国民に必要な食料を国内生産のみで賄うには無理があります。

それゆえ食料の一部分を輸入に頼らなければことは止むなしとしても、この状況に至ったのは、資源の少ない日本が世界に伍していくための選択として、製造業で生産される工業製品を中心とした輸出国を目指したからなのではないでしょうか。

賃金が安く、勤勉な国民性の日本の製品は当然ながら世界を席卷し、さまざまな貿易摩擦を生じさせ、結果として貿易協定では農畜産物輸入で譲歩を強いられ、国産農畜産物は現状の食糧自給率にまで低下してきたのが実態だと思われます。

ロシアによるウクライナ侵攻を機に、世界的にナショナリズムの機運が高まり、食料や資源の囲い込みが行われました。

その結果、食料および資源の多くを輸入に頼る日本では、食料をはじめとして様々な物品の価格高騰を招き、消費者の家計を圧迫しています。

一方、農業生産現場ではコロナ禍と相まって、需要の減退と生産コストの上昇というダブルパンチに見舞われ、生産基盤の維持すら危うい状況になっています。

世界的にみれば既に食料は不足しており、これまでのように海外からの輸入によって安い食料が安定的に調達できると考えている国民が多いとしたら、由々しき問題だと感じます。

日本農業の生産基盤、これを支えるサプライチェーン、そして複雑に絡みあう国際情勢等から食料自給率の低い日本の食を考えると、ある日突然、十分な食料が国民の元に届かなくなり、ひもじい思いに見舞われることがないとは言えないのです。

将来の日本の姿をしっかりと見据えた議論をし、国民コンセンサスを得た国産を核とする食料安全保障を確立することが肝要であり、我が家の雑煮に込められた「食べるものに困ることのないよう」との思いに決して至ることのない日本であることを願うばかりです。

**(北海道信用農業協同組合連合会 代表理事 安友 薫・やすとも かおる)**

# 統計資料

## 目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く) .....	(53)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く) .....	(53)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く) .....	(54)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定 .....	(54)
6. 農業協同組合 主要勘定 .....	(54)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定 .....	(56)
8. 漁業協同組合 主要勘定 .....	(56)
9. 金融機関別預貯金残高 .....	(57)
10. 金融機関別貸出金残高 .....	(58)

統計資料照会先 農林中金総合研究所コーポレート企画部  
TEL 03 (6362) 7752  
FAX 03 (3351) 1153

### 利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。  
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし  
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少  
「\*」 訂正数字 「P」 速報値

# 1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2018. 2	65,053,300	1,828,936	34,989,910	25,405,609	52,457,166	10,453,414	13,555,957	101,872,146
2019. 2	66,161,053	1,300,496	33,387,447	19,998,615	53,279,889	16,313,300	11,257,192	100,848,996
2020. 2	64,741,039	828,909	32,629,644	20,340,164	51,892,223	18,045,584	7,921,621	98,199,592
2021. 2	64,824,691	371,494	32,551,595	15,745,313	47,112,981	20,491,976	14,397,510	97,747,780
2022. 2	63,824,272	366,967	34,247,397	17,136,795	43,394,328	21,164,249	16,743,264	98,438,636
2022. 9	63,275,904	470,906	31,210,429	16,938,692	44,131,247	16,839,477	17,047,823	94,957,239
10	64,429,861	467,848	37,762,399	18,231,094	45,403,629	16,452,916	22,572,469	102,660,108
11	64,419,650	438,965	36,360,949	20,231,156	42,925,570	15,587,584	22,475,254	101,219,564
12	63,838,297	416,777	33,750,027	20,578,634	41,338,489	15,058,139	21,029,839	98,005,101
2023. 1	63,313,089	402,301	31,003,909	22,154,868	39,886,992	14,901,629	17,775,810	94,719,299
2	63,704,988	404,062	29,897,767	21,687,117	40,181,612	14,881,148	17,256,940	94,006,817

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

# 2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2023年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	51,254,392	-	4,773,290	224	6,332	-	56,034,238
水産団体	1,984,017	-	152,869	-	33	-	2,136,920
森林団体	2,493	-	6,724	5	210	-	9,432
その他会員	1,079	-	16,219	-	-	-	17,298
会員計	53,241,981	-	4,949,103	229	6,575	-	58,197,888
会員以外の者計	788,625	8,539	563,699	67,395	4,074,403	4,440	5,507,101
合計	54,030,605	8,539	5,512,802	67,624	4,080,979	4,440	63,704,989

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。  
3 海外支店分預金計 312,056百万円。

# 3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2023年2月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計
系	1,307,325	2,934	105,643	-	1,415,902
統	-	-	-	-	-
団	54,812	2,688	7,211	-	64,711
体	1,568	561	3,108	22	5,259
等	1,800	190	20	-	2,010
	1,365,505	6,374	115,982	22	1,487,882
	160,205	4,961	64,416	-	229,583
計	1,525,710	11,335	180,398	22	1,717,465
関連産業	5,084,580	49,726	1,014,400	1,589	6,150,295
その他	6,827,887	907	184,594	-	7,013,388
合計	13,438,177	61,968	1,379,392	1,611	14,881,148

(貸 方)

## 4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2022. 9	8,803,884	54,472,020	63,275,904	-	470,906
10	10,091,359	54,338,502	64,429,861	-	467,848
11	10,185,686	54,233,964	64,419,650	-	438,965
12	9,943,431	53,894,866	63,838,297	-	416,777
2023. 1	9,399,004	53,914,085	63,313,089	-	402,301
2	9,673,645	54,031,343	63,704,988	-	404,062
2022. 2	8,090,249	55,734,023	63,824,272	-	366,967

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2022. 9	44,426	16,894,266	44,131,247	8,841,402	2,187	-	84,404
10	46,302	18,184,792	45,403,629	9,066,831	4,072	-	79,979
11	47,387	20,183,769	42,925,570	8,662,072	3,771	-	88,575
12	26,858	20,551,775	41,338,489	8,275,952	2,730	-	72,643
2023. 1	46,323	22,108,545	39,886,992	7,686,409	278	-	66,319
2	53,513	21,633,603	40,181,612	7,364,307	288	-	61,968
2022. 2	80,384	17,056,411	43,394,328	8,135,221	1,994	-	94,450

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。  
3 預金のうち定期性は定期預金。

## 5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金	出 資 金
	計	うち定期性			
2022. 9	68,171,358	66,977,771	893,375	1,442,666	2,555,004
10	68,521,636	67,049,408	910,693	1,442,862	2,555,004
11	68,210,401	66,848,036	983,563	1,442,419	2,555,004
12	68,445,157	66,809,675	866,931	1,292,915	2,577,845
2023. 1	67,994,838	66,569,701	879,501	1,292,715	2,577,845
2	68,063,604	66,497,830	883,272	1,291,915	2,577,845
2022. 2	68,827,727	67,075,696	794,246	1,754,294	2,435,964

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

## 6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2022. 8	47,400,196	62,401,365	109,801,561	681,552	606,526
9	47,192,487	62,072,795	109,265,282	651,886	577,635
10	48,035,070	61,756,245	109,791,315	647,798	573,025
11	47,801,852	61,644,017	109,445,869	637,979	565,148
12	48,524,440	61,518,205	110,042,645	596,157	528,319
2023. 1	48,104,876	61,228,432	109,333,308	603,681	537,008
2022. 1	45,542,747	63,052,130	108,594,877	709,292	633,128

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。  
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。



## 庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
2,306,900	1,119,179	4,040,198	23,744,152	94,957,239
2,412,700	849,841	4,040,198	30,459,660	102,660,108
3,615,500	933,527	4,040,198	27,771,724	101,219,564
1,500,000	1,379,172	4,040,198	26,830,657	98,005,101
1,460,000	1,420,148	4,040,198	24,083,563	94,719,299
-	904,602	4,040,198	24,952,967	94,006,817
-	1,104,502	4,040,198	29,102,697	98,438,636

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
15,390,665	1,362,954	1,453	16,839,477	-	17,045,636	94,957,239
15,107,698	1,263,630	1,607	16,452,916	-	22,568,397	102,660,108
14,119,627	1,377,589	1,792	15,587,584	-	22,471,483	101,219,564
13,439,930	1,543,436	2,128	15,058,139	-	21,027,110	98,005,101
13,370,049	1,463,683	1,577	14,901,629	-	17,775,532	94,719,299
13,438,176	1,379,392	1,610	14,881,148	-	17,256,653	94,006,817
19,836,308	1,231,532	1,958	21,164,249	1,680,000	15,061,270	98,438,636

## 合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方				貸 出 金		
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	計	うち金融 機関貸付金
	計	うち系統					
81,475	40,836,470	40,769,561	75,000	1,674,636	21,201,823	8,654,411	2,258,015
74,791	41,204,852	41,134,161	55,000	1,709,520	21,007,034	8,754,521	2,259,377
81,475	41,916,084	41,846,755	55,000	1,719,239	20,162,560	8,768,775	2,271,490
82,972	42,084,449	42,019,526	60,000	1,737,646	19,849,498	8,789,239	2,312,457
74,652	42,284,247	42,214,865	60,000	1,700,786	19,353,648	8,784,608	2,311,067
74,114	42,318,101	42,250,233	60,000	1,716,205	19,311,329	8,812,688	2,331,436
83,306	41,922,977	41,848,466	70,000	1,561,024	21,200,399	8,654,845	2,181,046

## 合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方				貸 出 金		報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		計	うち公庫 (農)貸付金	
	計	うち系統	計	うち国債			
453,395	81,048,460	80,695,969	5,923,213	2,528,553	23,557,488	126,682	552
439,136	80,244,493	79,886,676	6,086,087	2,665,804	23,571,716	126,752	552
431,663	80,584,359	80,214,807	6,179,851	2,723,165	23,611,632	126,571	552
443,419	80,177,305	79,799,483	6,231,068	2,752,912	23,646,318	117,784	552
490,843	80,546,176	80,164,393	6,261,731	2,761,444	23,611,803	117,479	552
457,696	79,834,663	79,448,682	6,254,800	2,766,929	23,625,214	117,546	552
449,923	80,902,959	80,637,541	5,373,765	2,172,974	22,999,689	123,571	563

## 7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方				
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金
	計	うち定期性				計	うち系統		
2022. 11	2,484,114	1,626,885	65,824	58,426	19,671	1,966,524	1,943,711	93,011	489,385
12	2,503,086	1,658,291	62,724	58,426	18,648	1,987,092	1,963,479	93,562	486,699
2023. 1	2,504,360	1,653,759	58,124	58,426	20,479	1,982,225	1,957,066	93,902	485,299
2	2,518,420	1,645,422	56,923	58,426	19,084	1,994,656	1,965,834	94,676	485,961
2022. 2	2,509,397	1,688,716	78,354	58,285	18,547	2,044,328	2,024,395	79,149	468,008

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

## 8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2022. 9	823,257	412,368	78,214	48,887	97,875	5,853	858,649	849,972	-	112,497	2,559	75
10	852,203	424,226	78,514	49,002	97,976	6,033	895,235	886,368	-	112,934	2,515	75
11	848,177	417,816	75,790	47,671	98,024	7,253	890,955	882,287	-	110,191	2,360	75
12	837,485	419,563	69,275	43,898	97,656	5,499	873,618	866,078	-	104,958	2,255	74
2021. 12	793,706	416,618	73,719	47,518	98,524	5,646	813,569	805,611	-	116,660	3,057	75

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。  
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。  
 3 貸出金計は信用貸出金。

## 9. 金融機関別預貯金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合
残 高	2019. 3	1,032,245	664,436	3,755,950	2,681,866	655,093	1,434,772	207,220
	2020. 3	1,041,148	667,436	3,929,329	2,777,707	624,155	1,452,678	211,724
	2021. 3	1,068,700	681,807	4,332,234	3,054,406	675,160	1,555,960	224,049
	2022. 2	1,088,383	688,277	4,367,547	3,134,851	667,506	1,608,712	232,415
	3	1,083,421	681,588	4,474,944	3,181,644	670,555	1,588,700	229,806
	4	1,089,202	685,748	4,475,186	3,201,936	679,689	1,618,560	234,145
	5	1,086,380	682,647	4,510,431	3,198,039	675,665	1,613,925	233,397
	6	1,098,733	689,238	4,436,312	3,221,788	682,379	1,624,784	235,995
	7	1,096,603	687,967	4,444,683	3,213,705	681,628	1,621,722	235,623
	8	1,098,016	689,779	4,455,048	3,203,784	680,117	1,624,404	235,997
	9	1,092,653	681,714	4,433,173	3,182,461	678,501	1,621,384	236,609
	10	1,097,913	685,216	4,475,790	3,191,029	680,900	1,625,781	236,244
前 年 同 月 比 増 減 率	2023. 1	1,093,333	679,948	4,521,556	3,198,047	679,221	1,620,102	236,328
	2 P	1,093,776	680,636	4,520,488	3,204,843	680,545	1,622,668	…
	2019. 3	1.9	2.5	4.5	2.4	△2.0	1.8	1.9
	2020. 3	0.9	0.5	4.6	3.6	△4.7	1.2	2.2
2021. 3	2.6	2.2	10.3	10.0	8.2	7.1	5.8	
2022. 2	1.1	0.2	4.1	3.7	△1.5	1.8	2.1	
3	1.4	△0.0	3.3	4.2	△0.7	2.1	2.6	
4	1.3	△0.2	2.7	4.3	△1.0	1.7	2.6	
5	1.2	△0.5	3.0	3.0	1.4	1.6	2.3	
6	1.0	△1.0	3.1	3.4	1.9	1.7	2.4	
7	1.0	△0.8	3.8	3.4	2.0	1.7	2.2	
8	0.9	△1.0	3.5	3.1	2.0	1.4	2.2	
9	0.8	△1.3	2.8	3.0	2.1	1.5	2.3	
10	0.8	△1.1	3.6	2.8	1.9	1.3	1.9	
11	0.8	△1.2	4.2	2.9	2.0	1.2	2.0	
12	0.8	△1.2	3.2	2.4	2.1	1.1	2.0	
2023. 1	0.7	△1.0	3.7	2.4	2.0	1.1	1.9	
2 P	0.5	△1.1	3.5	2.2	2.0	0.9	…	

- (注) 1 農協、信農連は農林中央金庫、信用金庫は信金中央金庫調べ、信用組合は全国信用組合中央協会、その他は日銀資料（ホームページ等）による。  
 2 都銀、地銀、第二地銀には、オフショア勘定を含む。  
 3 農協には譲渡性貯金を含む（農協以外の金融機関は含まない）。  
 4 ゆうちょ銀行の貯金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。  
 5 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

## 10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残            高	2019. 3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920	
	2020. 3	211,038	63,300	1,966,560	2,192,275	489,890	726,752	118,549	
	2021. 3	215,956	65,451	2,072,988	2,294,424	523,448	784,374	126,299	
	-----								
	2022. 2	222,368	64,738	2,035,514	2,352,591	516,372	783,788	128,611	
	3	223,370	64,411	2,068,312	2,365,386	519,480	788,013	129,855	
	4	223,852	63,618	2,046,060	2,368,641	520,597	786,115	129,448	
	5	225,227	63,639	2,046,889	2,373,512	521,314	784,492	129,580	
	6	225,812	63,426	2,074,240	2,381,717	524,125	785,825	129,895	
	7	226,563	63,741	2,075,599	2,396,803	527,055	787,864	130,245	
	8	226,969	64,489	2,082,903	2,404,862	527,133	787,198	130,376	
	9	227,116	63,964	2,098,098	2,412,781	530,765	792,655	131,753	
10	227,450	64,951	2,098,760	2,422,385	532,500	790,393	131,633		
11	227,782	64,973	2,100,196	2,432,478	534,389	790,917	132,159		
12	227,375	64,768	2,120,864	2,450,442	538,486	797,103	133,634		
2023. 1	227,382	64,735	2,117,697	* 2,450,112	536,291	792,921	133,540		
2 P	228,142	64,813	2,117,922	2,457,959	537,138	793,004	...		
-----									
前            年            同            月            比            増            減            率	2019. 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8	
	2020. 3	1.8	5.9	1.6	5.3	△5.3	1.0	3.2	
	2021. 3	2.3	3.4	5.4	4.7	6.9	7.9	6.5	
	-----								
	2022. 2	3.3	△2.1	△1.6	2.6	△0.8	0.4	2.5	
	3	3.4	△1.6	△0.2	3.1	△0.8	0.5	2.8	
	4	3.4	△1.5	△0.6	3.2	△0.7	0.2	2.6	
	5	3.1	△1.7	△0.2	2.7	2.1	△0.0	2.5	
	6	3.0	△1.6	1.5	3.1	2.5	0.2	2.6	
	7	2.9	△1.7	2.1	3.3	2.7	0.3	2.6	
	8	2.8	△1.0	2.7	3.8	2.9	0.5	2.8	
	9	2.8	△0.3	3.3	3.7	3.4	0.8	3.2	
10	2.6	0.1	3.8	3.9	3.7	0.7	3.0		
11	2.6	0.2	3.5	4.2	4.1	1.0	3.5		
12	2.5	0.1	4.3	4.3	3.9	1.1	3.9		
2023. 1	2.5	0.1	4.6	* 4.4	4.1	1.1	4.0		
2 P	2.6	0.1	4.0	4.5	4.0	1.2	...		

(注) 1 表9 注1、注2に同じ。  
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。  
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。  
 4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。



## ホームページ「東日本大震災アーカイブズ(現在進行形)」データ寄贈のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報をデータベース化し、2012年3月より、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」で公開してまいりました。

発災後10年を迎え、この取組みを風化させないため、関係団体と協議のうえ、このホームページに掲載した全国から提供いただいた情報を国立国会図書館へ寄贈することとし、国立国会図書館ホームページ「東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」からの閲覧が可能となりましたので、ご案内申し上げます。

（株）農林中金総合研究所

<寄贈先：国立国会図書館ホームページ>

国立国会図書館  
東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）  
[URL: <https://kn.ndl.go.jp/> ]



※

国立国会図書館  
インターネット資料収集保存事業  
(WARP)  
[URL: <https://warp.da.ndl.go.jp/> ]



「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）（承継）」のデータ一覧 ([https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=\(repository\\_id:R200200057\)&lang=ja\\_JP](https://kn.ndl.go.jp/#/list?searchPattern=category&fq=(repository_id:R200200057)&lang=ja_JP)) 閲覧いただくページは国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（WARP）で保存したものととなります。

- ※検索手順：①（ひなぎく）HPから「詳細検索」タブを選択。  
②「詳細検索ページ」が開いたら「全ての提供元を表示」ボタンを押下。  
③ページ下部の「全て選択/解除」ボタンで一旦✓を外してから、提供元「農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ（農林中金総合研究所）」を選択のうえ、キーワードをいれて検索してください。  
→「詳細情報を見る」をクリックすると、テキスト情報が掲載されます。

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所  
FAX 03-3351-1159  
Eメール [norinkinyu@nochuri.co.jp](mailto:norinkinyu@nochuri.co.jp)

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



# 農林金融

THE NORIN KINYU  
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2023年5月号第76巻第5号〈通巻927号〉5月1日発行

## 編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

## 発行

農林中央金庫 / 〒100-8155 東京都千代田区大手町1-2-1

## 印刷所

ナガイビジネスソリューションズ株式会社